

旧	新																				
<p><b>第1部 総則</b>  <b>第2章 計画関係者の責務等</b>  <b>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>                      第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱                      1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津地方気象台</td> <td>                             (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表                              (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達                              (3) 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力                              (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等                              (5) 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動                         </td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社</td> <td>                             (1) ガス施設の災害予防措置の実施                              (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置                              (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	津地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達 (3) 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等 (5) 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保	<p><b>第1部 総則</b>  <b>第2章 計画関係者の責務等</b>  <b>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>                      第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱                      1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津地方気象台</td> <td>                             (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表                              (2) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u>                              (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u>                              (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u>                              (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の<u>建設</u>、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u></td> <td>                             (1) ガス施設の災害予防措置の実施                              (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置                              (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	津地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保
機関名	内 容																				
津地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達 (3) 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等 (5) 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動																				
機関名	内 容																				
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																				
東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																				
機関名	内 容																				
津地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) <u>気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>																				
機関名	内 容																				
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																				
東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																				
<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第1章 自助・共助を育む対策の推進</b>  <b>第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1）</b>                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 県民を対象とした対策                      (1) 風水害に関する情報の提供                      県民が本県で想定される風水害に関する正しい知識と危機意識を持ち、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、SNS、AI技術等を活用した新たなツール等を通して本県が重視する風水害対策に関する情報等を発信する。                      &lt;中略&gt;                      (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施                      ③各地域に伝承されている災害教訓等を含めた、各地域で想定される風水害想定に関する知識等の普及・啓発</p>	<p><b>第2部 災害予防・減災対策</b>  <b>第1章 自助・共助を育む対策の推進</b>  <b>第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1）</b>                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 県民を対象とした対策                      (1) 風水害に関する情報の提供                      県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、SNS等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。                      &lt;中略&gt;                      (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施                      ⑩<u>国土地理院と連携して実施する自然災害伝承碑を活用した取組など</u>、各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発</p>																				

旧	新																								
<p>第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> <p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施主体</th> <th style="width: 20%;">対 象</th> <th style="width: 65%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進	<p>第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> <p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施主体</th> <th style="width: 20%;">対 象</th> <th style="width: 65%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、<b>体制強化</b> (2) <b>県域協働プラットフォームの設置・運営等</b>にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) <b>現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要</b> <b>近隣の市町及び関係団体等</b>との協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 <b>体制強化</b> (2) <b>県域協働プラットフォームの設置・運営等</b> にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) <b>現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要</b> <b>近隣の市町及び関係団体等</b> との協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 <b>体制強化</b> (2) <b>県域協働プラットフォームの設置・運営等</b> にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) <b>現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要</b> <b>近隣の市町及び関係団体等</b> との協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制を整備する。</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3 各市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実地的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンター運営リーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成を図る。</p> <p>(2) 災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築 みえ災害ボランティア支援センター及び各市町等の災害ボランティアセンター、災害支援団体等の有機的な連携を促進するため、研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 各市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施</p> <p>② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、<u>体制強化</u> 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。</p> <p>(2) <u>現地協働プラットフォームの設置・運営等</u>にかかる協力関係・連携体制の構築 <u>広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた</u>協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>3 各市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実地的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの<u>運営に関わる人材の育成</u>を図る。</p> <p>(2) <u>現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との</u>協力体制の構築 <u>情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした</u>研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 各市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) <u>現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との</u>協力関係・連携体制の構築 <u>情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンターの<u>運営に関わる人材</u>の育成研修の実施</p> <p>② <u>多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																				
<p><b>第3章 風水害に強いまちづくりの推進</b>  <b>第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策  <u>4 避難判断情報等の提供体制（県土整備部）</u>  <u>(1) 水防法に基づく水位設定</u>            水位周知海岸として指定する沿岸について、高潮特別警戒水位の設定に取り組む。  <u>(2) 市町への技術的助言を行うための連絡体制の設定</u>            市町から、基本法第61条の2の規定に基づく避難指示等に関する技術的助言を求められた場合に備え、県と市町との間に発災時における連絡体制を事前に定めるよう努める。</p> <p>&lt;中略&gt;            ■参考            ※新規</p>	<p><b>第3章 風水害に強いまちづくりの推進</b>  <b>第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            ※削除</p> <p>&lt;中略&gt;            ■参考  <u>(8) 川上ダム</u>  <u>川上ダムは、淀川水系前深瀬川の三重県伊賀市阿保地内に建設された洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的とした多目的ダムである。</u>  <u>洪水調節計画は、川上ダム地点の計画高水流量 850 m<sup>3</sup>/s のうち、780 m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行う計画である。</u>  <u>令和5年に完成し、木津川・淀川流域の水害の軽減に貢献している。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>ダムの位置</td> <td>伊賀市阿保及び青山羽根</td> </tr> <tr> <td>水系</td> <td>淀川水系木津川支川前深瀬川</td> </tr> <tr> <td>ダムの形式</td> <td>重力式コンクリートダム</td> </tr> <tr> <td>堤頂長</td> <td>334m</td> </tr> <tr> <td>堤高</td> <td>84m</td> </tr> <tr> <td>堤体積</td> <td>473,000 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>総貯水容量</td> <td>31,000,000 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>有効貯水容量</td> <td>29,200,000 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>洪水調節容量</td> <td>14,400,000 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>警報装置</td> <td>下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置9局を設置している。</td> </tr> </table>	ダムの位置	伊賀市阿保及び青山羽根	水系	淀川水系木津川支川前深瀬川	ダムの形式	重力式コンクリートダム	堤頂長	334m	堤高	84m	堤体積	473,000 m <sup>3</sup>	総貯水容量	31,000,000 m <sup>3</sup>	有効貯水容量	29,200,000 m <sup>3</sup>	洪水調節容量	14,400,000 m <sup>3</sup>	警報装置	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置9局を設置している。
ダムの位置	伊賀市阿保及び青山羽根																				
水系	淀川水系木津川支川前深瀬川																				
ダムの形式	重力式コンクリートダム																				
堤頂長	334m																				
堤高	84m																				
堤体積	473,000 m <sup>3</sup>																				
総貯水容量	31,000,000 m <sup>3</sup>																				
有効貯水容量	29,200,000 m <sup>3</sup>																				
洪水調節容量	14,400,000 m <sup>3</sup>																				
警報装置	下流の地域にサイレン並びに音声による警報装置9局を設置している。																				

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新								
<p><b>第3章 風水害に強いまちづくりの推進</b>  <b>第2節 地盤災害防止対策の推進（予防9）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）            (1) 被災宅地危険度判定士の養成            降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。            また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状（R3.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,169人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 要配慮者利用施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部）            土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第3項 対策            ■市町が実施する対策            1 土砂災害対策            警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。            ① 避難所の設置            ② 避難指示等の発令時期決定方法            ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法            ④ 避難誘導責任者            ⑤ 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知            ⑥ 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知            ⑦ 土砂災害危険箇所等のパトロール            ⑧ その他必要事項</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 要配慮者利用施設の土砂災害対策            &lt;中略&gt;  <b>【市町地域防災計画記載検討項目】</b>            (1) 土砂災害危険箇所・土砂災害（特別）警戒区域の把握            (2) 土砂災害防止対策            (3) 宅地災害の防止対策            (4) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制            (5) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制            (6) 被災宅地危険度判定体制の整備            (7) その他必要な事項</p>	項 目	現状（R3.3末現在）	被災宅地危険度判定士	1,169人	<p><b>第3章 風水害に強いまちづくりの推進</b>  <b>第2節 地盤災害防止対策の推進（予防9）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）            (1) 被災宅地危険度判定士の養成            降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。            また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状（R4.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,209人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 要配慮者利用施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部）            土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第3項 対策            ■市町が実施する対策            1 土砂災害対策            警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。            ① 避難所の設置            ② 避難指示等の発令時期決定方法            ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法            ④ 避難誘導責任者            ⑤ 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知            ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知            ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール            ⑧ その他必要事項</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>5 要配慮者利用施設の土砂災害対策            &lt;中略&gt;  <b>【市町地域防災計画記載検討項目】</b>            (1) 土砂災害警戒区域等の把握            (2) 土砂災害防止対策            (3) 宅地災害の防止対策            (4) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制            (5) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制            (6) 被災宅地危険度判定体制の整備            (7) その他必要な事項</p>	項 目	現状（R4.3末現在）	被災宅地危険度判定士	1,209人
項 目	現状（R3.3末現在）								
被災宅地危険度判定士	1,169人								
項 目	現状（R4.3末現在）								
被災宅地危険度判定士	1,209人								

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><b>第4章 緊急輸送の確保</b>  <b>第1節 輸送体制の整備（予防11）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            2 陸上輸送対策            (1) 緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部）            陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制の整備を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。            ①緊急輸送道路            県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。            ア 第1次緊急輸送道路            県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路            a 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路            b 広域幹線道路である一般国道（指定区間）            c 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路            d 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記 a, b, c を連絡、補完する道路            ※a, b のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く            &lt;中略&gt;            ウ 第3次緊急輸送道路            その他の道路            a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路            b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路            &lt;中略&gt;            ② 防災上の拠点となる施設            a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅）            b 広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点</p>	<p><b>第4章 緊急輸送の確保</b>  <b>第1節 輸送体制の整備（予防11）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            2 陸上輸送対策            (1) 緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部）            陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制の整備を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。            ①緊急輸送道路            県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。            ア 第1次緊急輸送道路            県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路            a 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路            b 広域幹線道路である一般国道（指定区間）            c 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路            d 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記 a, b, c を連絡、補完する道路            ※a, b のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く            &lt;中略&gt;            ウ 第3次緊急輸送道路            その他の道路            a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路            b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、<u>救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点</u>とを連絡する道路            &lt;中略&gt;            ② 防災上の拠点となる施設            a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅）            b <u>救助機関の活動拠点</u>            c <u>市町の地域内輸送拠点</u>            d <u>燃料供給拠点</u>            e <u>広域応援部隊の進出拠点</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第1節 災害対策機能の整備及び強化（予防12）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 県災对本部に関する対策            (1) 県災对本部に関する対策              ① 県災对本部機能の強化（防災対策部）                県災对本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。              ② 県災对本部職員用物資の備蓄（防災対策部）                大規模な風水害時には、県災对本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災对本部の活動を維持するため、県災对本部職員用物資の備蓄を図る。              ③ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄（各部）                応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進する。              ④ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）                大規模な風水害時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。</p>	<p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第1節 災害対策機能の整備及び強化（予防12）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 県災对本部に関する対策            (1) 県災对本部に関する対策              ① 県災对本部機能の強化（防災対策部）                県災对本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、<u>災害対応工程管理システム（BOSS）を用いた</u>研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。              ② 県災对本部職員用物資の備蓄（防災対策部）                大規模な風水害時には、県災对本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災对本部の活動を維持するため、県災对本部職員用物資の備蓄を図る。              ③ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄（各部）                応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進する。              ④ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）                大規模な風水害時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。</p>
<p>⑤ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部）            各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。            ⑥ 災害時の報道対応の充実（戦略企画部・防災対策部）            応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災对本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。  <u>※新規</u>            (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）            &lt;中略&gt;  <u>※新規</u></p>	<p>⑤ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部）            各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。            ⑥ 災害時の報道対応の充実（戦略企画部・防災対策部）            応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災对本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。  <u>⑦ 常設の活動スペース確保（防災対策部）</u>  <u>発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう常設の活動スペース確保に向けた検討を行う。</u>            (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）            &lt;中略&gt;  <u>② 緊急派遣チームの整備</u>  <u>市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防13）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 県(災対本部)を対象とした対策            (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部）            迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。            &lt;中略&gt;            イ 「防災みえ. j p」ホームページ、メール等配信サービス、SNS及びAI技術等を活用した新たなツール等による災害情報等の提供・伝達            三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ、メール等配信サービス、SNS及びAI技術等を活用した新たなツール等の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。            また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>	<p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防13）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 県(災対本部)を対象とした対策            (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部）            迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。            &lt;中略&gt;            イ 「防災みえ. j p」ホームページ、メール等配信サービス、SNS等を活用した新たなツール等による災害情報等の提供・伝達            三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ、メール等配信サービス、SNS等の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。            また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>
<p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第6節 防砂訓練の実施（予防17）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 総合防災訓練の実施（防災対策部）            県内市町から会場を選定し、総合防災訓練を企画・実施する。実施にあたっては、「住民参加」、「救助機関との連携」、「各地域の災害特性に応じたテーマの選定」の3点を考慮するとともに、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して、<b>実働訓練</b>を実施する。            また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</p>	<p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第6節 防砂訓練の実施（予防17）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 総合防災訓練の実施（防災対策部）            県内市町から会場を選定し、総合防災訓練を企画・実施する。実施にあたっては、「住民参加」、「救助機関との連携」、「各地域の災害特性に応じたテーマの選定」の3点を考慮するとともに、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して、<b>実働訓練</b>を実施する。            また、<b>男女共同参画の視点を取り入れることに加え</b>、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</p>
<p>&lt;中略&gt;            4 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局)            様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。            特に次の視点での検証を重視する。            ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者対応）            ② 広域的な応援・受援活動            ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>	<p>&lt;中略&gt;            4 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局)            様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。            特に次の視点での検証を重視する。            ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者<b>等の要配慮者への</b>対応）            ② 広域的な応援・受援活動            ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																								
<p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第7節 災害廃棄物処理体制の整備（予防18）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 広域的な協力体制の整備（環境生活部）            (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定            県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。            (7) 災害廃棄物処理計画の見直し            国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日	<p><b>第5章 防災体制の整備・強化</b>  <b>第7節 災害廃棄物処理体制の整備（予防18）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 広域的な協力体制の整備（環境生活部）            (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定            県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 災害廃棄物処理計画の見直し            国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								
<p><b>第6章 特定自然災害への備え</b>  <b>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防19）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 局地的大雨対策            (3) 洪水浸水想定区域の指定（県土整備部、各施設管理部局）            河川が氾濫した場合の洪水想定区域を指定・公表するとともに、洪水浸水想定区域図を作成し、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。また、洪水浸水想定区域内の県有施設等について、必要に応じ、かさ上げや防水壁設置等の浸水対策を実施する。</p>	<p><b>第6章 特定自然災害への備え</b>  <b>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防19）</b>            第3項 対策  <b>■県が実施する対策</b>            1 局地的大雨対策            (3) 洪水浸水想定区域の指定（県土整備部、各施設管理部局）            河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域等を指定・公表し、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。また、洪水浸水想定区域内の県有施設等について、必要に応じ、かさ上げや防水壁設置等の浸水対策を実施する。</p>																								

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><b>第3部 台風接近時等の減災対策</b>  <b>第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策</b>  <b>第2節 三重県版タイムラインについて</b>                  2 「三重県版タイムライン」の基本的な考え方                  ⑥「ゼロ・アワー」の設定                  タイムラインに基づく活動は、台風上陸や台風接近の影響による大雨等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、そこに至るまでに得られる「リードタイム」を生かして行う。限られた時間内で各運用主体が連携し、タイムラインに基づく行動項目を確実に実施していくためには、「ゼロ・アワー」を設定し、「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を明確にする必要がある。                  この「リードタイム」を把握することにより、各運用主体がどのタイミングでどのような防災行動を実施するかを整理し、迅速かつ効率的な防災行動が可能となる。</p>	<p><b>第3部 台風接近時等の減災対策</b>  <b>第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策</b>  <b>第2節 三重県版タイムラインについて</b>                  2 「三重県版タイムライン」の基本的な考え方                  ⑥「ゼロ・アワー」の設定                  タイムラインに基づく活動は、台風上陸や台風接近の影響による大雨・<b>暴風</b>等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、そこに至るまでに得られる「リードタイム」を生かして行う。限られた時間内で各運用主体が連携し、タイムラインに基づく行動項目を確実に実施していくためには、「ゼロ・アワー」を設定し、「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を明確にする必要がある。                  この「リードタイム」を把握することにより、各運用主体がどのタイミングでどのような防災行動を実施するかを整理し、迅速かつ効率的な防災行動が可能となる。</p>
<p><b>第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策</b>  <b>第1節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目</b>                  1 三重県版タイムラインにおける事前行動項目                  (2) 三重県版タイムラインにおける事前行動項目                  ②ゼロ・アワーの設定                  気象情報や水位情報等をふまえ、台風上陸や台風接近の影響による大雨等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に、迅速かつ効率的な防災行動を実施することを狙いとして、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理している。</p>	<p><b>第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策</b>  <b>第1節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目</b>                  1 三重県版タイムラインにおける事前行動項目                  (2) 三重県版タイムラインにおける事前行動項目                  ②ゼロ・アワーの設定                  気象情報や水位情報等をふまえ、台風上陸や台風接近の影響による大雨・<b>暴風</b>等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に、迅速かつ効率的な防災行動を実施することを狙いとして、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理している。</p>

第2章 災害対策本部機能の確保  
第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害対策のための準備体制（総括部隊＜総括班＞、地方部＜総括班＞）

(1) 準備体制による職員配置

県災対本部及び地方部を速やかに設置するための「準備体制」として、三重県災害対策本部運営要領に基づく「準備体制」配備基準（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制参照）に従い、「準備体制」要員としての職員を配備する。

(2) 気象情報・予警報等の収集伝達

「準備体制」要員は、津地方気象台から配信される気象警報、注意報等の気象情報の内容および気象情報配信システムによる地方部、市町への配信を確認するとともに、テレビやインターネット等、多様な手段による気象情報の収集に努める。

(3) 緊急部長会議の開催

台風接近等に備え、県組織の態勢整備、情報共有等を図ることを目的として、必要に応じて、緊急部長会議を開催する。

(4) 警戒体制への移行

三重県災害対策本部運営要領に定める「警戒体制」の配備基準（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制参照）に該当する気象警報の発表等があった場合、「初動体制（防災宿日直）マニュアル」の定めにより配備対象者への連絡等を行い、警戒体制へ移行し県災対本部を設置する。

2 県災対本部（警戒体制）の設置

(1) 警戒体制による職員配備（総括部隊＜総括班＞）

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、三重県災害対策本部運営要領に基づく「警戒体制」配備基準（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、県災対本部を設置する。

(2) 気象情報・予警報等の収集・伝達（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 1 気象情報・予警報の収集・伝達」に基づき、台風・気象情報等に関する情報の収集や気象予警報等の伝達、情報提供等を行う。

(3) 被害情報等の収集・とりまとめ（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、地方部を通じ市町から被害情報等を収集するとともに、とりまとめを行う。

(4) 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）

災害予防対策の実施にかかる方針等の決定や緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討等が必要と認められる場合、災害対策統括会議（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要参照）を開催する。

(5) 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班、総務班＞）

本部長の指示の共有や災害対策統括会議において決定された方針等の承認、緊急対処事案の検討結果についての全庁的な情報共有等が必要と認められる場合、本部員会議（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要参照）を開催する。

(6) 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）

気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる地方部又は市町に対し、あらかじめ緊急派遣チーム（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要参照）を派遣し、情報収集及び市町災害対策本部支援にあたらせる。

第2章 災害対策本部機能の確保  
第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害対策のための準備体制（総括部隊＜総括班＞、地方部＜総括班＞）

(1) 準備体制による職員配置

大雨注意報等の注意すべき気象情報が発表された場合、県災対本部及び地方部を速やかに設置できるように、配備基準（県の配備基準及び災対本部の概要 1 災害対策のための配備体制）参照に基づく「準備体制」として、必要な職員を配備する。

(2) 気象情報・予警報等の収集伝達

「準備体制」の配備要員は、津地方気象台から配信される気象警報、注意報等の気象情報の内容および気象情報配信システムによる地方部、市町への配信を確認するとともに、テレビやインターネット等、多様な手段による気象情報の収集に努める。

(3) 臨時庁議の開催

台風接近等に備え、県組織の態勢整備、情報共有等を図ることを目的として、必要に応じて、臨時庁議を開催する。

(4) 警戒体制への移行

大雨警報等の警戒すべき気象情報が発表された場合、「初動体制（防災宿日直）マニュアル」の定める配備対象者への連絡等を行うとともに、配備基準（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制参照）に基づく「警戒体制」へ移行し県災対本部を設置する。

2 県災対本部（警戒体制）の設置

(1) 警戒体制による職員配備（総括部隊＜総括班＞）

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、配備基準（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、県災対本部を設置する。

(2) 気象情報・予警報等の収集・伝達（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 1 気象情報・予警報の収集・伝達」に基づき、台風・気象情報等に関する情報の収集や気象予警報等の伝達、情報提供等を行う。

(3) 被害情報等の収集・とりまとめ（総括部隊＜情報班＞）

「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、地方部を通じ市町から被害情報等を収集するとともに、とりまとめを行う。

(4) 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）

災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定や緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討等が必要と認められる場合、災害対策統括会議（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要参照）を開催する。

(5) 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班、総務班＞）

本部長の指示の共有や災害対策統括会議において決定された方針等の承認、緊急対処事案の検討結果についての全庁的な情報共有等が必要と認められる場合、本部員会議（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要参照）を開催する。

(6) 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）

気象状況の推移により、災害対策活動が困難になる等のおそれが認められる市町に対し、あらかじめ緊急派遣チーム（【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要参照）を派遣し、情報収集及び市町災害対策本部支援にあたらせる。

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括部隊＞）</p> <p>(1) 警戒体制による職員配備            災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、<u>三重県災害対策本部運営要領に基づく「警戒体制」</u> 配備基準【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 1 配備体制】参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、地方部を設置する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】</p> <p>2 ゼロ・アワーの設定            気象情報や水位情報等をふまえ、台風上陸や台風接近の影響による大雨等が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に、迅速かつ効率的な防災行動を実施することを狙いとして、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理している。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制            市町の地域に災害発生のおそれがある場合は、市町災对本部を設置し、災害対策活動を実施する。            また、管轄する地域の多い市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立            次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。            ①配備基準（参集基準）            ②組織体制            ③組織内の事務分掌            ④職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携            県災对本部から緊急派遣チームの<u>支援要員</u>が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p> <p>■その他防災関係機関が実施する対策  <u>※新規（記載箇所の移動）</u></p>	<p>3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括部隊＞）</p> <p>(1) 警戒体制による職員配備            災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、<u>配備基準【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 1 配備体制】参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、地方部を設置する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】</p> <p>2 ゼロ・アワーの設定            気象情報や水位情報等をふまえ、台風上陸や台風接近の影響による大雨・<u>暴風等</u>が想定される時点を「ゼロ・アワー」として設定し、各運用主体が「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を基に、迅速かつ効率的な防災行動を実施することを狙いとして、これら「ゼロ・アワー」の設定に関する行動項目を整理している。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制            市町の地域に災害発生のおそれがある場合は、市町災对本部を設置し、災害対策活動を実施する。            また、管轄する地域の多い市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討するとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立            次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。            ①配備基準（参集基準）            ②組織体制            ③組織内の事務分掌            ④職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携            県災对本部から緊急派遣チーム要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p> <p>■その他防災関係機関が実施する対策  <u>&lt;国の実施する対策&gt;</u>  <u>1 特定災害対策本部の設置</u>  <u>災害が発生し、または発生するおそれがあり、その規模が非常災害に該当するに至らない場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に特定災害対策本部が設置される。</u>  <u>特定災害対策本部は、防災担当大臣その他の国務大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新												
<p>1 活動体制の整備 県内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。</p> <p>■【参考】県の配備基準及び災対本部の概要</p> <p>1 配備体制</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>4 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	<p><u>2 非常災害対策本部の設置</u> 非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めるときは、内閣府に非常災害対策本部が設置される。 非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。 なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されている場合は、当該特定災害対策本部は廃止され、非常災害対策本部がその所掌事務を承継する。</p> <p><u>3 緊急災害対策本部の設置</u> 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。 非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。 なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。</p> <p><u>&lt;その他の防災関係機関が実施する対策&gt;</u></p> <p>1 活動体制の整備 県内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。</p> <p>■県の配備基準及び災対本部の概要</p> <p>1 <u>災害対策のための</u>配備体制</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>4 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事<u>が不在</u>の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事 <u>が不在</u> の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）												
本部長	知事												
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。												
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）												
本部長	知事												
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事 <u>が不在</u> の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。												

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

設置場所	災害対策室（防災対策部内）又は県庁講堂	設置基準	「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。	廃止基準	県の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。	組織	別図1及び別表1参照	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班、総務班＞） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞） 県災对本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊、地方部及び施設管理者に確認するとともに、被災状況をふまえて災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の調整を行う。また、各部隊及び各地方部に対し、配分した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。</p> <p>4 緊急派遣チームによる地方部・市町災对本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞） 県災对本部は、災害の状況により必要に応じて、災害対策統括部職員により緊急派遣チームを組織し、地方部又は市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p>5 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 総括班長は、災害の状況や各班長等の要請に応じて、全班長又は関係する部隊の班長等を招集し、災害対策本部内の災害対応に係る情報の共有、各部隊・班の間の調整を行う。</p>																	
設置場所	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>本部員会議</td> <td>災害対策統括部 ホワイションルーム</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>プレゼンテーションルーム</td> <td>災害対策室 (防災対策部内)</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>県庁講堂又は プレゼンテーションルーム</td> <td>県庁講堂</td> </tr> </table> <p>※不測の事態により県庁講堂が利用できない場合、行政棟内にスペースと機能を確保する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>代替施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県庁講堂棟</td> <td>津市広明町13</td> <td>三重県庁行政棟</td> <td>津市広明町13</td> </tr> </tbody> </table>		本部員会議	災害対策統括部 ホワイションルーム	警戒体制	プレゼンテーションルーム	災害対策室 (防災対策部内)	非常体制	県庁講堂又は プレゼンテーションルーム	県庁講堂	施設名	所在地	代替施設名	所在地	三重県庁講堂棟	津市広明町13	三重県庁行政棟	津市広明町13	設置基準	「【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。	廃止基準	県の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。	組織	別図1及び別表1参照	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班、総務班＞） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊） 県災对本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。 また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p>4 緊急派遣チームによる市町災对本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞） 県災对本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p>5 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 総括班長は、災害の状況や各班長等の要請に応じて、全班長又は関係する部隊の班長等を招集し、災害対策本部内の災害対応に係る情報の共有、各部隊・班の間の調整を行う。</p>
	本部員会議	災害対策統括部 ホワイションルーム																								
警戒体制	プレゼンテーションルーム	災害対策室 (防災対策部内)																								
非常体制	県庁講堂又は プレゼンテーションルーム	県庁講堂																								
施設名	所在地	代替施設名	所在地																							
三重県庁講堂棟	津市広明町13	三重県庁行政棟	津市広明町13																							

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

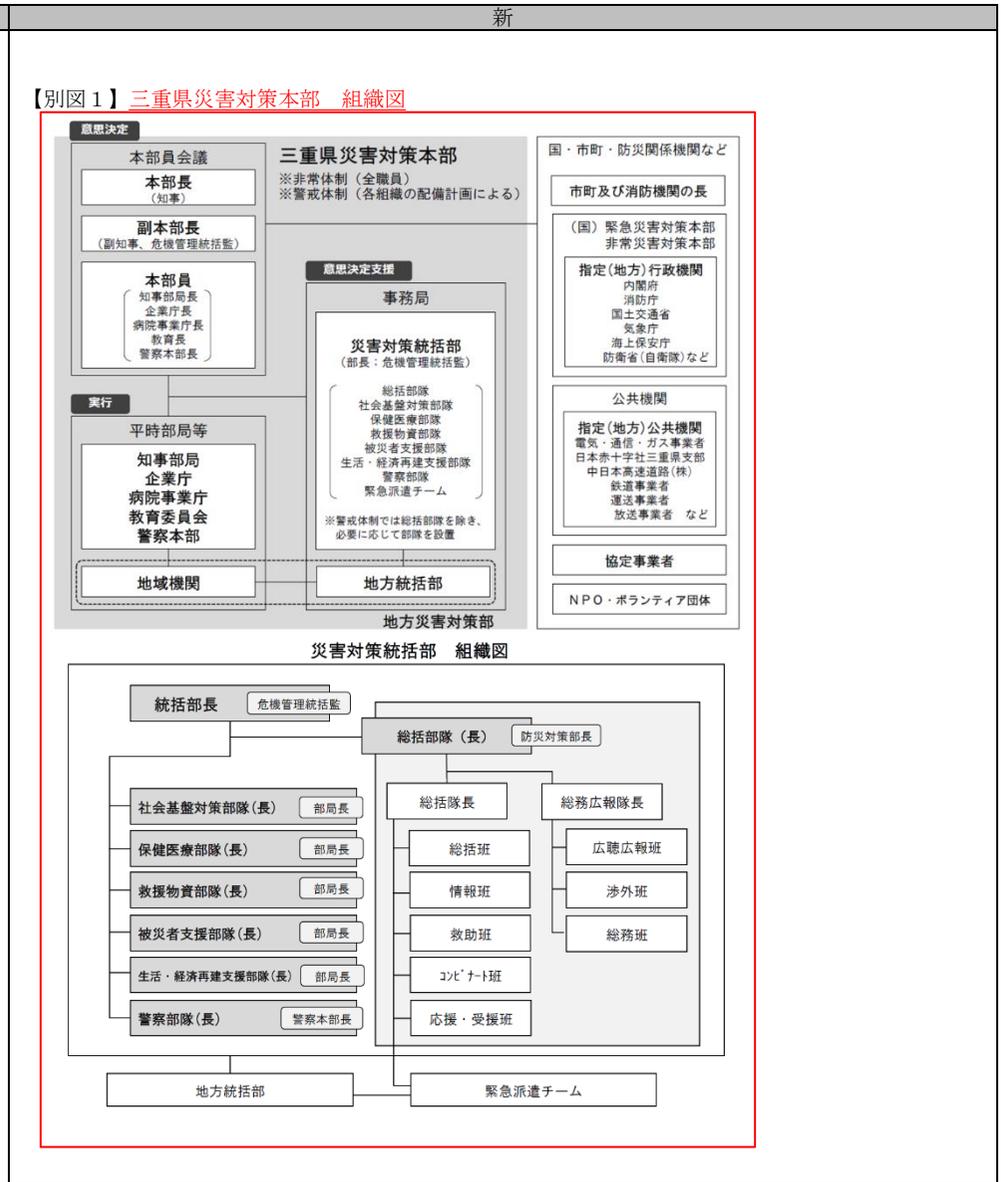
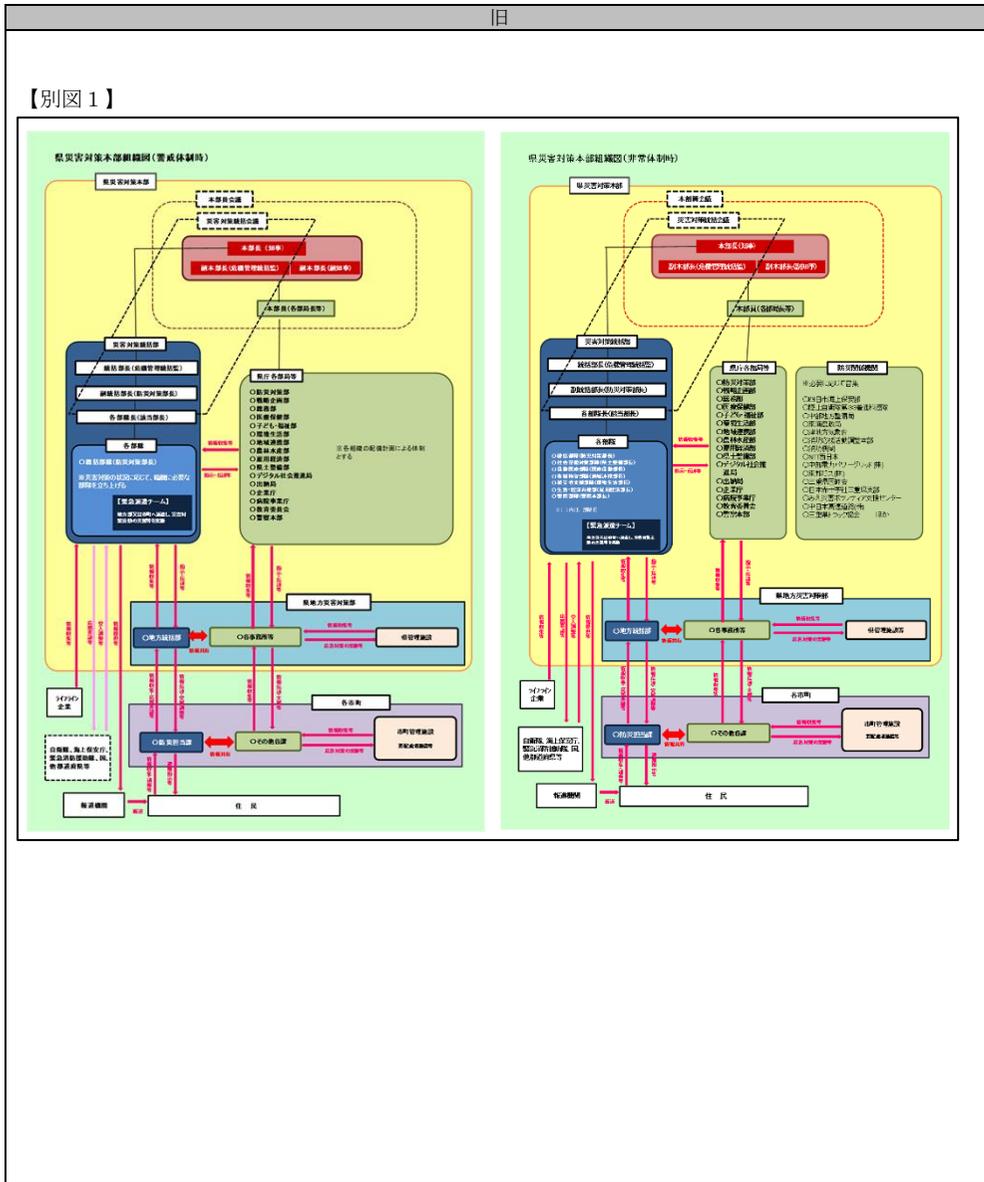
旧		新																									
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）	所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）																								
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）	事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）																								
その他	<p>1 県災对本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災对本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県水防本部（水防法に基づく）</li> <li>・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく）</li> <li>・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく）</li> </ul> </div> <p>3 国の特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部及び緊急災害現地対策本部が設置された場合には、当該対策本部と連絡調整を図る。</p>	その他	<p>1 県災对本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災对本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県水防本部（水防法に基づく）</li> <li>・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく）</li> <li>・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく）</li> </ul> </div> <p>3 国の<b>非常（緊急、特定）</b>災害現地対策本部が設置された場合には、当該対策本部と連絡調整を図る。</p>																								
5 地方部の概要		5 地方部の概要																									
名称	三重県災害対策本部（地方部）	名称	三重県災害対策本部（地方部）																								
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長	地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長																								
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者	地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者																								
設置場所	各総合庁舎内	設置場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>代替施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑名庁舎</td> <td>桑名市中央町 5丁目71</td> <td>三重県工業研究所 金属研究室</td> <td>桑名市大字志知 字西山208</td> </tr> <tr> <td>四日市庁舎</td> <td>四日市市新正 4-21-5</td> <td>三重県広域防災拠 点（北勢拠点）</td> <td>四日市市中村町 2281-2</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿庁舎</td> <td>鈴鹿市西条 5丁目117</td> <td>三重県消防学校</td> <td>鈴鹿市石薬師町 452</td> </tr> <tr> <td>津庁舎</td> <td>津市桜橋 3-446-34</td> <td>三重県 工業研究所</td> <td>津市高茶屋 5-5-45</td> </tr> <tr> <td>松阪庁舎</td> <td>松阪市高町138</td> <td>三重県 農業大学校</td> <td>松阪市嬉野川北町 530</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	代替施設名	所在地	桑名庁舎	桑名市中央町 5丁目71	三重県工業研究所 金属研究室	桑名市大字志知 字西山208	四日市庁舎	四日市市新正 4-21-5	三重県広域防災拠 点（北勢拠点）	四日市市中村町 2281-2	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条 5丁目117	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町 452	津庁舎	津市桜橋 3-446-34	三重県 工業研究所	津市高茶屋 5-5-45	松阪庁舎	松阪市高町138	三重県 農業大学校	松阪市嬉野川北町 530
施設名	所在地	代替施設名	所在地																								
桑名庁舎	桑名市中央町 5丁目71	三重県工業研究所 金属研究室	桑名市大字志知 字西山208																								
四日市庁舎	四日市市新正 4-21-5	三重県広域防災拠 点（北勢拠点）	四日市市中村町 2281-2																								
鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条 5丁目117	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町 452																								
津庁舎	津市桜橋 3-446-34	三重県 工業研究所	津市高茶屋 5-5-45																								
松阪庁舎	松阪市高町138	三重県 農業大学校	松阪市嬉野川北町 530																								

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

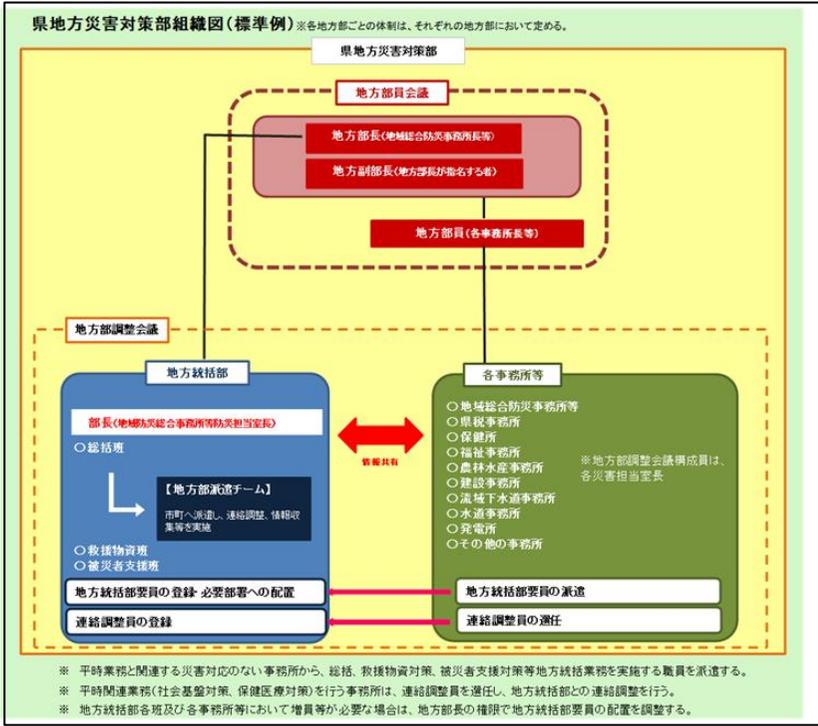
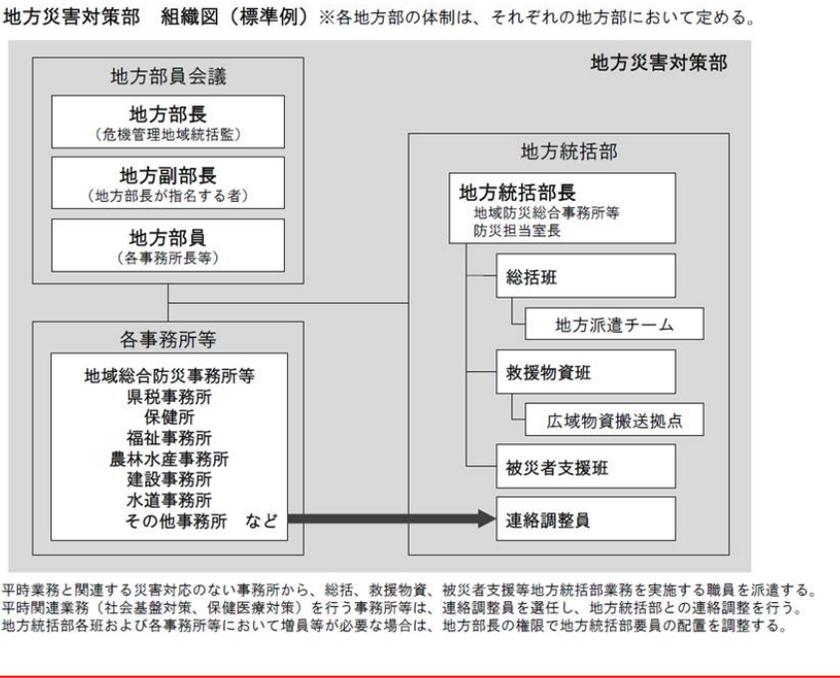
旧		新																			
			<table border="1"> <tr> <td>伊勢庁舎</td> <td>伊勢市勢田町 628-2</td> <td>三重県伊勢庁舎 別館</td> <td>伊勢市勢田町 628-2</td> </tr> <tr> <td>伊賀庁舎</td> <td>伊賀市四十九町 2802</td> <td>三重県広域防災拠 点（伊賀拠点）</td> <td>伊賀市荒木185 6</td> </tr> <tr> <td>尾鷲庁舎</td> <td>尾鷲市坂場町西町 1番1号</td> <td>三重県広域防災拠 点（東紀州〔紀 北〕拠点）</td> <td>尾鷲市光ヶ丘 28-61</td> </tr> <tr> <td>熊野庁舎</td> <td>熊野市井戸町 371</td> <td>三重県職員公舎 紀南寮</td> <td>熊野市井戸町 1150-1</td> </tr> </table>	伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	三重県伊勢庁舎 別館	伊勢市勢田町 628-2	伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	三重県広域防災拠 点（伊賀拠点）	伊賀市荒木185 6	尾鷲庁舎	尾鷲市坂場町西町 1番1号	三重県広域防災拠 点（東紀州〔紀 北〕拠点）	尾鷲市光ヶ丘 28-61	熊野庁舎	熊野市井戸町 371	三重県職員公舎 紀南寮	熊野市井戸町 1150-1		
伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	三重県伊勢庁舎 別館	伊勢市勢田町 628-2																		
伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	三重県広域防災拠 点（伊賀拠点）	伊賀市荒木185 6																		
尾鷲庁舎	尾鷲市坂場町西町 1番1号	三重県広域防災拠 点（東紀州〔紀 北〕拠点）	尾鷲市光ヶ丘 28-61																		
熊野庁舎	熊野市井戸町 371	三重県職員公舎 紀南寮	熊野市井戸町 1150-1																		
設置基準	【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。	設置基準	【参考】県の配備基準及び災对本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。																		
廃止基準	所管区域に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。	廃止基準	所管区域に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。																		
組織	別図2及び別表3に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。	組織	別図2及び別表3に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。																		
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等</p> <p>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有</p>	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <p>1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等</p> <p>2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有</p>																		

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新	
活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞）</p> <p>地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、<u>管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、</u>県災対本部へ報告する。</p> <p>また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。</p>	活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞）</p> <p>地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。</p> <p>また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。</p>
<p>&lt;中略&gt; ※新規</p>		<p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>7 職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）</u></p> <p><u>(1) 連続勤務の制限</u></p> <p>各部署及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(2) こころのケア</u></p> <p>災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。</p> <p><u>8 職員の安否確認と動員（各部隊）</u></p> <p>職員の安否確認は、各所属でとりまとめた後、総務部人事課で県庁全体をとりまとめる。</p> <p>また、災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。</p> <p>ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。</p>	



三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新																					
<p>【別表1】災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>各部局等</td> <td>各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。</td> </tr> </table>		名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	本部員	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長	各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。	<p>【別表1】災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>各部局等</td> <td>各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。</td> </tr> </table>		名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	本部員	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長	各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。
名称	説明																						
本部長	知事																						
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																						
本部員	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長																						
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。																						
名称	説明																						
本部長	知事																						
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																						
本部員	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長																						
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。																						
<p>&lt;中略&gt; 【別図2】</p>  <p>※ 平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資対策、被災者支援等地方統括部業務を実施する職員を派遣する。          ※ 平時関連業務（社会基盤対策、保健医療対策）を行う事務所は、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。          ※ 地方統括部各班及び各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。</p>		<p>&lt;中略&gt; 【別図2】</p>  <p>※ 平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資、被災者支援等地方統括部業務を実施する職員を派遣する。          ※ 平時関連業務（社会基盤対策、保健医療対策）を行う事務所等は、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。          ※ 地方統括部各班および各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。</p>																					

旧

**第2章 災害対策本部機能の確保**  
**第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2）**  
 第3項 対策  
 ■共通事項等  
 1 予報及び警報等の伝達  
 (1) 伝達系統  
 気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波警報を除く）  
 津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は次の系統で行う。  
 なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」による。

防災気象情報伝達系統図

凡例

□△	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による通知系統
→	気象業務法第13条等の法令による周知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
○	防災情報提供システム（専用回線）
●	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象庁専用回線（ADRESS回線等）
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

新

**第2章 災害対策本部機能の確保**  
**第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2）**  
 第3項 対策  
 ■共通事項等  
 1 予報及び警報等の伝達  
 (1) 伝達系統  
 気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波警報を除く）  
 津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は次の系統で行う。  
 なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」による。

防災気象情報伝達系統図

凡例

□△	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第15条等の法令による通知系統
→	気象業務法第13条等の法令による周知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統
○	防災情報提供システム（専用回線）
●	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象庁専用回線（ADRESS回線等）
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>■県が実施する対策</p> <p>1 気象情報・予警報の収集・伝達</p> <p>(3) ホームページ等での情報提供(総括部隊&lt;総括班、総務班&gt;)</p> <p>三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ、メール配信システム及びSNS等により情報を提供する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>2 水防警報等の発表・伝達(社会基盤対策部隊&lt;公共土木施設対策班&gt;)</p> <p>(3) 水防警報・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報の発表・通知</p> <p>知事が指定する河川における指定水位観測所の水位が、三重県水防計画に定める発表基準を超過した場合は、水防警報、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報を発表し、水位を通報するとともに、直ちに関係水防管理団体等へ通知する。</p> <p>知事が指定する海岸における気象予警報が、三重県水防計画に定める発表基準となった場合は、水防警報を発表し、直ちに関係水防管理団体等へ通知する。</p> <p><b>【三重県水防計画に定める指定水位観測所における河川水位の通報基準】</b></p> <p>① 水防団待機水位(通報水位)に達したとき</p> <p>② 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき</p> <p>「警戒レベル2相当情報[洪水]」</p> <p>③ 避難判断水位に達したとき</p> <p>「警戒レベル3相当情報[洪水]」</p> <p>④ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき</p> <p>「警戒レベル4相当情報[洪水]」</p> <p>⑤ 堤防天端高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合)</p> <p>「警戒レベル4相当情報[洪水]」</p> <p>⑥ 決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合(氾濫発生)</p> <p>「警戒レベル5相当情報[洪水]」</p> <p>⑦ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を下回ったとき</p> <p>「警戒レベル3相当情報[洪水]」</p> <p>⑧ 避難判断水位を下回ったとき</p> <p>「警戒レベル2相当情報[洪水]」</p> <p>⑨ 氾濫注意水位(警戒水位)を下回ったとき</p> <p>⑩ 水防団待機水位(通報水位)を下回ったとき</p> <p>(「三重県水防情報システム(レビス)」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。)</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 気象情報・予警報の収集・伝達</p> <p>(3) ホームページ等での情報提供(総括部隊&lt;総括班、総務班&gt;)</p> <p>三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ、メール配信サービス及びSNS等により情報を提供する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>2 水防警報等の発表・伝達(社会基盤対策部隊&lt;公共土木施設対策班&gt;)</p> <p>(3) 水防警報・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)・高潮特別警戒水位到達情報の発表・通知</p> <p>知事が指定する河川における指定水位観測所の水位が、三重県水防計画に定める発表基準を超過した場合は、水防警報、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報を発表し、水位を通報するとともに、直ちに関係水防管理団体等へ通知する。</p> <p>知事が指定する海岸における気象予警報、基準水位観測所の水位が、三重県水防計画に定める発表基準となった場合は、水防警報、高潮特別警戒水位到達情報を発表し、水位を通報するとともに直ちに関係水防管理団体等へ通知する。</p> <p><b>【三重県水防計画に定める指定水位観測所における河川水位の通報基準】</b></p> <p>① 水防団待機水位(通報水位)に達したとき</p> <p>② 氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき</p> <p>「警戒レベル2相当情報[洪水]」</p> <p>③ 避難判断水位に達したとき</p> <p>「警戒レベル3相当情報[洪水]」</p> <p>④ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき</p> <p>「警戒レベル4相当情報[洪水]」</p> <p>⑤ 堤防天端高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合)</p> <p>「警戒レベル4相当情報[洪水]」</p> <p>⑥ 決壊や越水・溢水が発生したことを把握した場合(氾濫発生)</p> <p>「警戒レベル5相当情報[洪水]」</p> <p>⑦ 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を下回ったとき</p> <p>「警戒レベル3相当情報[洪水]」</p> <p>⑧ 避難判断水位を下回ったとき</p> <p>「警戒レベル2相当情報[洪水]」</p> <p>⑨ 氾濫注意水位(警戒水位)を下回ったとき</p> <p>⑩ 水防団待機水位(通報水位)を下回ったとき</p> <p>(「三重県水防情報システム(レビス)」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。)</p> <p><b>【三重県水防計画に定める基準水位観測所における海岸水位の通報基準】</b></p> <p>①高潮特別警戒水位に達したとき</p> <p>「警戒レベル5相当情報[高潮]」</p> <p>②高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合</p> <p>「警戒レベル5相当情報[高潮]」</p> <p>③高潮特別警戒水位を下回ったとき。</p> <p>(気象条件等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがない場合)。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>&lt;中略&gt;                      4 被害情報等の収集・とりまとめ                      (3) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊&lt;派遣班&gt;）                      総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。                      地方部は、緊急派遣チームを地方部派遣チームの支援にあたらせることができる。</p> <p>&lt;中略&gt;                      ■地域・住民が実施する自助・共助の対策                      2 災害に関する現場情報の報告                      市町からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川・海岸堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。</p>	<p>&lt;中略&gt;                      4 被害情報等の収集・とりまとめ                      (3) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊&lt;派遣班&gt;）                      総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。</p> <p>&lt;中略&gt;                      ■地域・住民が実施する自助・共助の対策                      2 災害に関する現場情報の報告                      市町からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川・<b>海岸保全施設</b>や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。</p>
<p><b>第4章 災害未然防止活動</b>  <b>第3節 県民・企業等による安全確保（接近8）</b>                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 「防災みえ. j p」ホームページ、「メール配信サービス」及びSNS等による災害情報等の提供・伝達（総括部隊&lt;総括班、総務班&gt;）                      (1) 「防災みえ. j p」ホームページでの災害情報等の提供                      県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ（<a href="http://www.bosaimie.jp">http://www.bosaimie.jp</a>）により、三重県に係る気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。                      ① 気象情報の提供                      県民等が防災対策に活用するための参考情報として、一般財団法人日本気象協会が提供する情報をもとに、気象情報の提供を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;                      (2) 「メール配信サービス」による情報提供                      県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った県民等を対象に、「メール配信サービス」により気象情報等を提供する。                      ① 気象警報・注意報                      ○ 気象警報（特別警報含む）                      ○ 気象注意報                      ○ 土砂災害警戒情報                      ○ 記録的短時間大雨情報                      ② 台風情報                      ③ 河川水位に関する情報 など</p> <p>&lt;中略&gt;                      ■市町が実施する対策                      1 洪水ハザードマップ、避難所等の情報の提供                      住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、市町ホームページや防災パンフレット等により、市町内の洪水時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。</p>	<p><b>第4章 災害未然防止活動</b>  <b>第3節 県民・企業等による安全確保（接近8）</b>                      第3項 対策                      ■県が実施する対策                      1 「防災みえ. j p」ホームページ、「メール配信サービス」及びSNS等による災害情報等の提供・伝達（総括部隊&lt;総括班、総務班&gt;）                      (1) 「防災みえ. j p」ホームページでの災害情報等の提供                      県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ（<a href="http://www.bosaimie.jp">http://www.bosaimie.jp</a>）により、三重県に係る気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。                      ① 気象情報の提供                      県民等が防災対策に活用するための参考情報として、<b>気象庁及び</b>一般財団法人日本気象協会が提供する情報をもとに、気象情報の提供を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;                      (2) 「メール配信サービス」による情報提供                      県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った県民等を対象に、「メール配信サービス」により気象情報等を提供する。                      ① 気象警報・注意報                      ○ 気象警報（特別警報含む）                      ○ 気象注意報                      ○ 土砂災害警戒情報                      ○ 記録的短時間大雨情報                      ○ <b>竜巻注意情報</b>                      ② 台風情報                      ③ <b>避難所情報</b>                      ④ <b>避難情報</b>                      ⑤ 河川水位に関する情報 など</p> <p>&lt;中略&gt;                      ■市町が実施する対策                      1 洪水<b>及び高潮</b>ハザードマップ、避難所等の情報の提供                      住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、市町ホームページや防災パンフレット等により、市町内の洪水<b>及び高潮</b>時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供する。</p>

旧	新
<p><b>第4部 発災後の応急対策</b>  <b>第1章 災害対策本部活動の実施</b>  <b>第1節 災害対策活動の実施体制の確保（発災1）</b>  第3項 対策  5 災害応急対策実施方針の決定  (1) 災害情報の共有・分析（総括部隊&lt;総括班&gt;、各部隊）  収集した災害情報は、速やかに県災対本部内及び地方部、防災関係機関との間で共有を図る。また、収集した災害情報の内容から、人命救助のための救助部隊の派遣や緊急輸送道路の確保、救助者搬送病院および搬送手段等の確保、孤立地帯や避難者への救援物資輸送の実施等必要な対策についての分析を行う。  (2) 災害応急対策実施方針案の作成（総括部隊&lt;総括班&gt;、各部隊）  災害情報の分析結果から、現地本部の設置や自衛隊等への災害派遣要請、道路啓開の実施、災害拠点病院での受入及び搬送手段の調整、DMA T 派遣要請、域外搬送が必要な場合のSCU設置、救援物資の調達及び輸送体制の確保等必要な災害対策活動について、各部隊は災害応急対策実施方針案を作成し、総括部隊&lt;総括班&gt;は、各方針案の総合調整を行う。  (3) 災害応急対策実施方針の決定（総括部隊&lt;総括班&gt;）  災害対策統括会議は、災害応急対策実施方針案の内容を精査し、災害応急対策実施方針を決定する。  (4) 災害応急対策実施方針の伝達（総括部隊&lt;総括班、総務班&gt;）  本部員会議を開催し、各本部員に対し、決定した災害応急対策実施方針の指示・伝達を行う。  6 災害派遣要請等の実施（総括部隊&lt;派遣班&gt;）  災害応急対策実施方針において、自衛隊又は海上保安庁への災害派遣要請（応援措置の実施要請）を行うことを決定した場合は、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、要請を行う。  7 災害応急対策活動の実施（各部隊）  災害応急対策実施方針において災害対策活動を実施することを決定した場合、各部隊は「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。  8 災害対策活動体制の増強  (1) 配備人員の増強（各部隊）  災害の発生等により、災害対策活動にあたる人員の増員が必要と認められる場合は、各部隊はそれぞれの判断により配備人員の増強を図る。  (2) 非常体制への移行（総括部隊&lt;総括班&gt;）  県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象、もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めるときは、県災対本部の配備体制を非常体制に切り替え、人員配置の増強を図る。</p>	<p><b>第4部 発災後の応急対策</b>  <b>第1章 災害対策本部活動の実施</b>  <b>第1節 災害対策活動の実施体制の確保（発災1）</b>  第3項 対策  5 災害応急対策に係る対応方針の決定  (1) 災害情報の共有・分析（総括部隊&lt;総括班&gt;、各部隊）  収集した災害情報は、速やかに県災対本部内及び地方部、防災関係機関との間で共有を図る。また、収集した災害情報の内容から、人命救助のための救助部隊の派遣や緊急輸送道路の確保、救助者搬送病院および搬送手段等の確保、孤立地帯や避難者への救援物資輸送の実施等必要な対策についての分析を行う。  (2) 災害応急対策に係る対応方針案の作成（総括部隊&lt;総括班&gt;、各部隊）  災害情報の分析結果から、現地本部の設置や自衛隊等への災害派遣要請、道路啓開の実施、災害拠点病院での受入及び搬送手段の調整、DMA T 派遣要請、域外搬送が必要な場合のSCU設置、救援物資の調達及び輸送体制の確保等必要な災害対策活動について、各部隊は災害応急対策に係る対応方針案を作成し、総括部隊&lt;総括班&gt;は、各方針案の総合調整を行う。  (3) 災害応急対策に係る対応方針の決定（総括部隊&lt;総括班&gt;）  災害対策統括会議は、災害応急対策実施方針案の内容を精査し、災害応急対策に係る対応方針を決定する。  (4) 災害応急対策実施方針の伝達（総括部隊&lt;総括班、総務班&gt;）  本部員会議を開催し、各本部員に対し、決定した災害応急対策に係る対応方針の指示・伝達を行う。  6 災害派遣要請等の実施（総括部隊&lt;救助班&gt;）  災害応急対策に係る対応方針において、自衛隊又は海上保安庁への災害派遣要請（応援措置の実施要請）を行うことを決定した場合は、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、要請を行う。  7 災害応急対策活動の実施（各部隊）  災害応急対策に係る対応方針において災害対策活動を実施することを決定した場合、各部隊は「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。  8 災害対策活動体制の増強  (1) 配備人員の増強（各部隊）  警戒体制において、災害の発生等により、災害対策活動にあたる人員の増員が必要と認められる場合は、各部隊はそれぞれの判断により配備人員の増強を図る。  (2) 非常体制への移行（総括部隊&lt;総括班&gt;）  県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象、もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めるときは、県災対本部の配備体制を非常体制に切り替え、人員配置の増強（<u>全職員</u>）を図る。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>&lt;中略&gt;</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 特定災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生し、または発生するおそれがあり、その規模が非常災害に該当するに至らない場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に特定災害対策本部が設置される。</p> <p>特定災害対策本部は、防災担当大臣その他の国務大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。</p> <p>2 非常災害対策本部の設置</p> <p>非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に非常災害対策本部が設置される。</p> <p>非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。</p> <p>なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されている場合は、当該特定災害対策本部は廃止され、非常災害対策本部がその所掌事務を承継する。</p> <p>3 緊急災害対策本部の設置</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。</p> <p>非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。</p> <p>なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。</p> <p>「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保 &lt;国が実施する対策&gt; 」に基づき実施する。</p> <p>&lt;その他の防災関係機関が実施する対策&gt;</p> <p>1 活動体制の整備</p> <p>県内に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画又はその他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。</p>	<p>&lt;中略&gt;</p> <p>※記載箇所の移動</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

**第1章 災害対策本部活動の実施**  
**第2節 通信紀宝の確保（発災2）**  
 第3項 対策  
 ■計画関係者共通事項等  
 1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
<中略>			
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される</li> <li>防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」ホームページにより県民に情報提供を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対し、かなり弱い</li> </ul>

<中略>

防災通信ネットワーク設置個所一覧表  
(令和3年4月現在)

種別等	設置個所数	設置場所等
地上系設備	中継所	23 多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和
	県庁舎等	13 県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	46 全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	15 全消防本部
	警察関係	19 県警察本部、全警察署
医療関係	18 総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕	
報道関係	3 NHK津、三重テレビ、FM三重	
県地域機関関係	19 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川)	
国関係	7 津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日	

**第1章 災害対策本部活動の実施**  
**第2節 通信紀宝の確保（発災2）**  
 第3項 対策  
 ■計画関係者共通事項等  
 1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
<中略>			
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される</li> <li>防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」ホームページにより県民に情報提供を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある</li> </ul>

<中略>

防災通信ネットワーク設置個所一覧表  
(令和5年3月現在)

種別等	設置個所数	設置場所等
地上系設備	中継所	24 多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面
	県庁舎等	13 県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	43 全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	15 全消防本部
	警察関係	19 県警察本部、全警察署
医療関係	18 総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内ch使用〕	
報道関係	3 NHK津、三重テレビ、三重エフエム	
県地域機関関係	19 君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、中勢宮川)	
国関係	7 津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日	

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
			市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点				市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内ch 渡し〕		ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内ch 渡し〕
	計	168			計	169	
衛生系設備	県庁舎等	10	県庁、県庁舎（9 事務所・局）		県庁舎等	11	県庁、県庁舎（志摩以外9）、 <b>防災ヘリコプター管理事務所</b>
	市町	29	全市町役場（防災担当課）		市町	31	全市町役場（防災担当課）
	消防本部	15	全消防本部		消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部		警察関係	1	県警察本部
	医療関係	4	総合医療センター、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県内内 ch 使用〕		医療関係	7	総合医療センター、 <b>こころの医療センター、一志病院、志摩病院</b> 、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県内内 ch 使用〕
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部		国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
	計	62			計	78	
有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所		県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	45	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり。）		市町	39	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり。）
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター		消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	県地域機関 県関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点		警察関係	1	<b>県警察本部</b>
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校		医療関係	1	<b>日本赤十字社三重県支部〔県内内 ch 使用〕</b>
	計	88			県地域機関 県関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点
	計	88			国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
					計	84	

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

(別表1)			(別表1)		
関係機関名	通信手段	代替手段等	関係機関名	通信手段	代替手段等
<中略>			<中略>		
県単独立舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣	県単独立舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、 <u>下水道事務所</u> 、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣
<中略>			<中略>		
国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣 （中部地方整備局、東海農政局）	国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（東海農政局三重県拠点のみ））</u> ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣 （中部地方整備局、東海農政局）
<中略>			<中略>		
ガス事業者 ・東邦ガス 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣	ガス事業者 ・東邦ガス <u>ネットワーク</u> 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣
<中略>			<中略>		
電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・JERA西日本支社	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール		電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・JERA西日本支社	・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（中部電力パワーグリッド三重支社のみ））</u> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣
<中略>			<中略>		
医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター ・県立総合医療センター ・志摩病院	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院。松阪市民病院。尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院〕） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—	医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター ・県立総合医療センター ・志摩病院 ・ <u>伊勢市立伊勢総合病院</u> ・ <u>桑名市総合医療センター</u>	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院。松阪市民病院。尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、 <u>三重中央医療センター</u> 、 <u>伊勢市立伊勢総合病院</u> 、 <u>桑名市総合医療センター</u> 〕） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><b>第1章 災害対策本部機能の確保</b>  <b>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            2 従事命令等（総括部隊&lt;応援・受援班&gt;）            【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項            ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項            ③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項            ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項            ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項            ⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係）            従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第10条）</p> <p>① 医師、歯科医師又は薬剤師            ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士            ③ 土木技術者又は建築技術者            ④ 大工、左官及びとび職            ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者            ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者            ⑦ 軌道経営者及びその従事者            ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者            ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者            ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者</p> <p>2 協力命令（救助法第8条関係）            協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>	<p><b>第1章 災害対策本部機能の確保</b>  <b>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            2 従事命令等（総括部隊&lt;応援・受援班&gt;）            【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項            ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項            ③ <b>廃棄物の処理及び</b>清掃、防疫その他の<b>生活環境の保全及び公衆衛生</b>に関する事項            ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項            ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項            ⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の<b>勧告又は指示</b>、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の<b>防衛</b>又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係）            従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第4条）</p> <p>① 医師、歯科医師又は薬剤師            ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、<b>救急救命士</b>又は歯科衛生士            ③ 土木技術者又は建築技術者            ④ 大工、左官<b>又は</b>とび職            ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者            ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者            ⑦ 軌道経営者及びその従事者            ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者            ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者            ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者</p> <p>2 協力命令（救助法第8条関係）            協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
<b>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</b> <b>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災7）</b> 第2項 主要対策項目				<b>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</b> <b>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災7）</b> 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
<中略>				<中略>			
交通規制の実施 (緊急交通路の指 定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認 でき次第	・県内の被災状況や道路 情報（関係機関等）	交通規制の実施 (緊急交通路の指 定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行 <b>可能</b> が 確認でき次第	・県内の被災状況や道路 情報（関係機関等）
<中略>				<中略>			
第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <中日本高速道路株式会社の対策> 1 災害対策活動の実施 (1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。 ① 関係部署等への情報伝達体制の確保 ② 施設・設備等の被害状況の把握 ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告				第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 <中日本高速道路株式会社の対策> 1 災害対策活動の実施 (1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。 ① 施設・設備等の被害状況の把握 ② 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ③ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告			

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

第2節 水防活動（発災8）

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)
監視、警戒体制の整備	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)

第3項

■県が実施する対策

1 水防活動の実施(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(2) 水位周知河川

洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び知事が水位周知河川に指定し氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定めており、国管理河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を国は県水防本部に、県水防本部は水防支部を通じ水防管理者に通知する。また、県管理河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を県水防支部は水防管理者に通知(同時にホットラインを実施)する。なお、これらは必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第13条)

※新規

(3) 水防警報河川

上記河川を含め、洪水により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び知事が水防警報河川に指定し、これにより水防警報を発したとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県水防本部に、県水防本部及び水防支部は水防管理者その他水防関係機関に通知する。(水防法第16条)

(4) 水位の通知及び公表

水位計の水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、水位計の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。(水防法第12条)

(「三重県水防情報システム(レピス)」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。)

2 監視、警戒体制の整備(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(1) 巡視

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

第2節 水防活動（発災8）

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合 <b>指定した海岸で高潮警報等が発表された場合</b>	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)
監視、警戒体制の整備	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合 <b>指定した海岸で高潮警報等が発表された場合</b>	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)

第3項

■県が実施する対策

1 水防活動の実施(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(2) 水位周知河川

洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び知事が水位周知河川に指定し氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定めており、国管理河川の水位がこれに達したときはその旨を国は県水防本部に、県水防本部は水防支部を通じ水防管理者に通知する。また、県管理河川の水位がこれに達したときはその旨を県水防支部は水防管理者に通知(同時にホットラインを実施)する。なお、これらは必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第13条)

**(3) 水位周知海岸**

**海岸で高潮により相当な損害が予想されるものについては、知事が水位周知海岸に指定し高潮特別警戒水位を定めており、水位がこれに達したときはその旨を県水防支部は水防管理者に通知する。なお、これらは必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第13条の3)**

(4) 水防警報河川・海岸

上記河川・海岸を含め、洪水・高潮により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び知事が水防警報河川・海岸に指定し、これにより水防警報を発したとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県水防本部に、県水防本部及び水防支部は水防管理者その他水防関係機関に通知する。(水防法第16条)

(5) 水位の通知及び公表

水位計の水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、水位計の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。(水防法第12条)

(「三重県水防情報システム(レピス)」が正常に機能し、三重県「防災みえ.jp」又は国土交通省「川の防災情報」ホームページで、観測所の水位を把握できる場合は、通報を省略できる。ただし、水位周知河川にかかる水位観測所は省略することができない。)

2 監視、警戒体制の整備(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(1) 巡視

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。</p> <p>県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得よう水防管理団体を指導する。</p>	<p>水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・<b>海岸保全施設</b>等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。</p> <p>県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得よう水防管理団体を指導する。</p>
<p><b>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</b>  <b>第2節 公共施設被災時の応急対策（発災9）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            2 土砂災害発生時の応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）            (1) 被害情報の収集            土砂災害が発生した場合は、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。</p> <p>また、被害が拡大し、さらに重大な土砂災害につながるおそれが認められる場合は、土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施するとともに、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知し、一般に周知させるための必要な措置を講じる。</p> <p>土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第27条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p>	<p><b>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</b>  <b>第2節 公共施設被災時の応急対策（発災9）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            2 土砂災害発生時の応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）            (1) 被害情報の収集            土砂災害が発生した場合は、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。</p> <p>また、被害が拡大し、さらに重大な土砂災害につながるおそれが認められる場合は、土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施するとともに、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知し、一般に周知させるための必要な措置を講じる。</p> <p>土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p>
<p><b>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</b>  <b>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</b>            第3項 対策            ■市町が実施する対策            1 県防災ヘリコプターの応援要請            市町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの<b>応援</b>要請を行う。</p>	<p><b>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</b>  <b>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</b>            第3項 対策            ■市町が実施する対策            1 県防災ヘリコプターの応援要請            市町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプター<b>に関する支援</b>協定」に基づき、県に対しヘリコプターの<b>支援</b>要請を行う。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p><b>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</b>  <b>第1節 救助・救急活動（発災12）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            4 重機・資機材の調達等（総括部隊&lt;総括班、救助班&gt;、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊&lt;水道・工業用水道班&gt;）            救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。            ただし、活動機関による調達・携行が困難と思われる特殊な重機・資機材については、関係機関等と調整のうえ調達する。            また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓、空気弁等からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>	<p><b>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</b>  <b>第1節 救助・救急活動（発災12）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            4 重機・資機材の調達等（総括部隊&lt;総括班、救助班&gt;、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊&lt;水道・工業用水道班&gt;）            救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。            ただし、活動機関による調達・携行が困難と思われる特殊な重機・資機材については、関係機関等と調整のうえ調達する。            また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓等からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>																
<p><b>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</b>  <b>第2節 医療・救護活動（発災13）</b>            第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※新規</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;            第3項 対策            ■県が実施する対策            ※新規</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	※新規				<p><b>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</b>  <b>第2節 医療・救護活動（発災13）</b>            第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健医療調整本部の機能の強化</td> <td>保健医療部隊 (情報収集・分析班)</td> <td>【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要 と見込まれたと時点</td> <td>保健所</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;            第3項 対策            ■県が実施する対策  <u>5 保健医療調整本部の機能の強化（保健医療部隊&lt;情報収集・分析班&gt;）</u>  <u>(1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣</u>  <u>被災保健所からの要請、または保健医療部隊で検討を行い必要と判断した場合は、統括DHEATの助言を得て、知事は厚生労働省へDHEATの派遣を要請する。</u></p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	保健医療調整本部の機能の強化	保健医療部隊 (情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要 と見込まれたと時点	保健所
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
※新規																	
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
保健医療調整本部の機能の強化	保健医療部隊 (情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要 と見込まれたと時点	保健所														
<p><b>第4章 緊急避難対策</b>  <b>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;、総括部隊&lt;広聴広報班&gt;）            (2) 在宅の要配慮者への情報提供            ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。            ② 保健所保健師等、難病医療専門員、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>	<p><b>第4章 緊急避難対策</b>  <b>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊&lt;避難者支援班&gt;、総括部隊&lt;広聴広報班&gt;）            (2) 在宅の要配慮者への情報提供            ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。            ② 保健所保健師等、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>																

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
<b>第5章 特定自然災害対策</b> <b>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災17）</b> 第2項 主要対策項目				<b>第5章 特定自然災害対策</b> <b>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災17）</b> 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
1 局地的大雨対策	総括部隊（総括班） 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、廃棄物対策隊）	【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(気象台) ・大雨注意報・警報(気象台) ・降水ナウキャスト(気象台)	1 局地的大雨対策	総括部隊（総括班） 社会基盤対策部隊（公共土木対策班、廃棄物対策隊）	【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(気象台) ・大雨注意報・警報(気象台) ・降水ナウキャスト(気象台) ・キキクル（気象台） ・顕著な大雨に関する気象情報（気象台）
第3項 対策 ■県が実施する対策 1 局地的大雨対策 積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがある。 また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続くため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。 <中略> ※新規				第3項 対策 ■県が実施する対策 1 局地的大雨対策 積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがある。 また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続くため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。 <中略> <u>(4) 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊&lt;廃棄物対策隊&gt;）</u> 災害廃棄物の処理について、市町での対応が困難と判断される場合は、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。 <中略> ■市町が実施する対策 1 局地的大雨対策 <u>(3) 災害廃棄物処理</u> 市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬・処理処分を行う。			
<中略> ■市町が実施する対策 1 局地的大雨対策 ※新規							

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>&lt;中略&gt;  <b>■</b> 県民・事業者等が実施する対策                      1 局地的大雨対策                      &lt;中略&gt;                      ※新規</p> <p>&lt;中略&gt;                      2 竜巻等突風対策                      &lt;中略&gt;                      ※新規</p>	<p>&lt;中略&gt;  <b>■</b> 県民・事業者等が実施する対策                      1 局地的大雨対策                      &lt;中略&gt;                      ※新規  <u>(4) 生活ごみ等処理</u>  <u>避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。</u>  <u>また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。</u></p> <p>&lt;中略&gt;                      2 竜巻等突風対策                      &lt;中略&gt;                      ※新規  <u>(3) 生活ごみ等処理</u>  <u>避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。</u>  <u>また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。</u></p>																
<p><b>第1章 災害対策本部活動の確保</b>  <b>第2節 災害救助法の適用（復旧2）</b>                      第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総括部隊 (総括班)</td> <td>多数の者が危険を受ける おそれが生じた時点 又は被害状況判明後</td> <td>・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	多数の者が危険を受ける おそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府)	<p><b>第1章 災害対策本部活動の確保</b>  <b>第2節 災害救助法の適用（復旧2）</b>                      第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総括部隊 (総括班)</td> <td>多数の者が危険を受ける おそれが生じた時点 又は被害状況判明後</td> <td>・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・<b>4号適用に必要な情報</b></td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	多数の者が危険を受ける おそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・ <b>4号適用に必要な情報</b>
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	多数の者が危険を受ける おそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府)														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	多数の者が危険を受ける おそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・ <b>4号適用に必要な情報</b>														
<p>&lt;中略&gt;                      第3項 対策  <b>■</b> 県が実施する対策                      1 災害救助法の適用(総括部隊&lt;総括班&gt;)                      (1) 適用可能性についての迅速な判断                      災害発生後又は災害発生のおそれがある場合、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。                      そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p>	<p>&lt;中略&gt;                      第3項 対策  <b>■</b> 県が実施する対策                      1 災害救助法の適用(総括部隊&lt;総括班&gt;)                      (1) 適用可能性についての迅速な判断                      災害発生後又は災害発生のおそれがある場合、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。  <u>なお、適用時機を逃さないよう4号適用((4)適用基準、イ適用基準④)による適用を積極的に検討する。</u>                      そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p>																

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>&lt;中略&gt;</p> <p>(4) 適用基準            救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。</li> <li>② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。</li> <li>③ 原則として同一の原因による災害であること。</li> </ol> <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。</li> <li>② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。</li> <li>③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。</li> <li>④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。</li> </ol>	<p>&lt;中略&gt;</p> <p>(4) 適用基準            救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。</li> <li>② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。</li> <li>③ 原則として同一の原因による災害であること。</li> </ol> <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。</li> <li>② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。</li> <li>③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。</li> <li>④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。</li> </ol> <p><u>（内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</li> <li>・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</li> </ul> <p>⑤ <u>災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき。（法第2条第2項）</u></p>
<p><b>第2章 避難者支援等の活動</b>  <b>第3節 救援物資等の供給（復旧5）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            3 物資等の調達（救援物資部隊&lt;物資支援班、物資活動班&gt;）            (1) 食料の調達活動            &lt;中略&gt;            ⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。</p> <p>&lt;中略&gt;            ■市町が実施する対策            2 食料の調達・供給活動            (4) 要配慮者に対する配慮            糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。</p>	<p><b>第2章 避難者支援等の活動</b>  <b>第3節 救援物資等の供給（復旧5）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            3 物資等の調達（救援物資部隊&lt;物資支援班、物資活動班&gt;）            (1) 食料の調達活動            &lt;中略&gt;            ⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p>&lt;中略&gt;            ■市町が実施する対策            2 食料の調達・供給活動            (4) 要配慮者等に対する配慮</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>&lt;中略&gt;  <b>■</b>その他の防災関係機関が実施する対策                      &lt;中略&gt;                      3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体                          ・三重県漬物協同組合                      &lt;農林水産省政策統括官の対策&gt;                      農林水産省政策統括官は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。                      （「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）</p> <p>&lt;中略&gt;  <b>■</b>参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー                      ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で<u>政府統括官</u>と知事が協議して決定</p>	<p>糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p>&lt;中略&gt;  <b>■</b>その他の防災関係機関が実施する対策                      &lt;中略&gt;                      3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体                          ・三重県漬物協同組合                      &lt;農林水産省農産局長の対策&gt;                      農林水産省農産局長は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。                      （「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）</p> <p>&lt;中略&gt;  <b>■</b>参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー                      ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で<u>農産局長</u>と知事が協議して決定</p>																
<p><b>第2章 避難者支援等の活動</b>  <b>第8節 遺体の取扱い（復旧10）</b>  <b>【</b>主担当部隊<b>】</b>：保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）                      警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の調整</td> <td>保健医療部隊 (情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊</td> <td><b>【</b>発災3時間以内<b>】</b> 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第3項 対策  <b>■</b>県が実施する対策                      1 検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊&lt;情報収集・分析班、医療活動支援班&gt;、警察部隊）                      被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所の開設に関する必要な調整を図る。  <u>また、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u>                      2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し                      （保健医療部隊&lt;情報収集・分析班、医療活動支援班&gt;、警察部隊）                      遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。                      遺体の検案については、<u>県災対本部が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第3項 対策</p>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊 (情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	<b>【</b> 発災3時間以内 <b>】</b> 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）	<p><b>第2章 避難者支援等の活動</b>  <b>第8節 遺体の取扱い（復旧10）</b>  <b>【</b>主担当部隊<b>】</b>：<u>総括部隊（総括班）</u>                      保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）                      警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の調整</td> <td><u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊</td> <td><b>【</b>発災3時間以内<b>】</b> 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第3項 対策  <b>■</b>県が実施する対策                      1 検視場所・遺体安置所の調整（<u>総括部隊&lt;総括班&gt;</u>、警察部隊）  <u>総括部隊は、被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u>                      2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し                      （保健医療部隊&lt;情報収集・分析班、医療活動支援班&gt;、警察部隊）                      遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。                      遺体の検案については、<u>警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>第3項 対策  <b>■</b>その他の防災関係機関が実施する対策</p>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	<b>【</b> 発災3時間以内 <b>】</b> 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊 (情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	<b>【</b> 発災3時間以内 <b>】</b> 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	<b>【</b> 発災3時間以内 <b>】</b> 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																								
<p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の捜索活動等を行う。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の捜索活動等を行う。</u></p>	<p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の捜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の捜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p>																								
<p><b>第4章 復旧に向けた対策</b> <b>第3節 文教等対策（復旧17）</b> 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;中略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的公文書等の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>6 文化財・歴史的公文書等の保護(被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;)</p> <p>(1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。</p> <p>(2) 応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>7 文化財・歴史的公文書等の保護</p> <p>(1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)	<p><b>第4章 復旧に向けた対策</b> <b>第3節 文教等対策（復旧17）</b> 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;中略&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的文化的資料の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>6 文化財・歴史的文化的資料の保護(被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;)</p> <p>(1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。</p> <p>(2) 応急対応 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指導・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>7 文化財・歴史的文化的資料の保護</p> <p>(1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊&lt;教育対策班&gt;の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指導・助言を行う。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><b>第6部 事故等による災害対策</b>  <b>第1章 重大事故等対策</b>  <b>第2節 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策（事故2）</b>  <b>第1項 活動方針</b></p> <p>○ 航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。</p> <p><b>第3項 対策</b>  <b>■県が実施する対策</b>  1 平素からの防災体制の整備（防災対策部）  航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等、突発的災害が発生した場合に備え、被害拡大の抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。  また、過去の事故事例の収集と分析を行い、発生時に迅速的確に対応できる体制づくりを行う。</p> <p>2 事故等発生時の対応  (3) 応急対策活動  ① 災害情報の収集及び伝達（防災対策部、警察本部）  県は、迅速的確な応急対策を実施するため、関係事業者や国土交通省大阪航空局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、市町（消防本部）などから、災害状況の早期把握に努めることとし、必要に応じてヘリコプター（県防災ヘリ、県警ヘリ）による情報収集を行う。  なお、収集した情報は国（消防庁）へ報告を行う。  ② 自衛隊の災害派遣要請（防災対策部）  知事は、航空機事故、列車事故、船舶事故等の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断した場合は、災害派遣要請を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;  <b>■市町が実施する対策</b>  1 事故等災害発生時の対応  (1) 活動体制の確立  市町は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。  また、市町長が必要と認めた場合は、市町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市町災対本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告する。  また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。</p> <p>&lt;中略&gt;  <b>■その他の防災関係機関が実施する対策</b>  1 事故等災害発生時の対応  (1) 活動体制の確立、情報収集</p>	<p><b>第6部 事故等による災害対策</b>  <b>第1章 重大事故等対策</b>  <b>第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策（事故2）</b>  <b>第1項 活動方針</b></p> <p>○ 航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。</p> <p><b>第3項 対策</b>  <b>■県が実施する対策</b>  1 平素からの防災体制の整備（防災対策部）  航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的災害が発生した場合に備え、被害拡大の抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。  また、過去の事故事例の収集と分析を行い、発生時に迅速的確に対応できる体制づくりを行う。</p> <p>2 事故等発生時の対応  (3) 応急対策活動  ① 災害情報の収集及び伝達（防災対策部、警察本部）  県は、迅速的確な応急対策を実施するため、関係事業者や国土交通省大阪航空局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、市町（消防本部）などから、災害状況の早期把握に努めることとし、必要に応じてヘリコプター（県防災ヘリ、県警ヘリ）による情報収集を行う。  なお、収集した情報は国（消防庁）へ報告を行う。  ② 自衛隊の災害派遣要請（防災対策部）  知事は、航空機事故、列車事故等の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断した場合は、災害派遣要請を行う。</p> <p>&lt;中略&gt;  <b>■市町が実施する対策</b>  1 事故等災害発生時の対応  (1) 活動体制の確立  市町は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。  また、市町長が必要と認めた場合は、市町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市町災対本部を設置した場合には、県（防災対策部）へ報告する。  また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。</p> <p>&lt;中略&gt;  <b>■その他の防災関係機関が実施する対策</b>  1 事故等災害発生時の対応  (1) 活動体制の確立、情報収集</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																																																								
<p>国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局、第四管区海上保安本部等の防災関係機関は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等の事故災害が発生した旨の通報を受けた場合、又はその発生を確認した場合は、速やかに情報収集、又は状況把握を行い、必要に応じて適切な配備体制を敷くとともに、関係機関と情報共有を図り、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。</p>	<p>国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局、第四管区海上保安本部等の防災関係機関は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の事故災害が発生した旨の通報を受けた場合、又はその発生を確認した場合は、速やかに情報収集、又は状況把握を行い、必要に応じて適切な配備体制を敷くとともに、関係機関と情報共有を図り、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。</p>																																																																								
<p><b>第1章 重大事故等対策</b>  <b>第2節 流出油事故等への対策（事故3）</b>            第1項 活動方針</p> <p>○ 油（危険物を除く）及び有害液体物質の流出事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。</p>	<p><b>第1章 重大事故等対策</b>  <b>第2節 海上災害への対策（事故3）</b>            第1項 活動方針</p> <p>○ <b>船舶の火災、衝突、沈没などの海難事故により多数の遭難者が発生した場合における遭難者の救出・救助活動並びに</b>油（危険物を除く）及び有害液体物質の流出事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。</p>																																																																								
<p>第2項 事故等発生時の主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報の収集及び関係機関への連絡</td> <td>防災対策部</td> <td>【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに</td> <td>・事故発生情報(海上保安庁、各関係機関、市町)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部の設置</td> <td>防災対策部</td> <td>【発災後1時間以内】 災対本部設置の必要性が認められたとき</td> <td>・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)</td> </tr> <tr> <td>連絡調整本部との連携</td> <td>防災対策部</td> <td>【発災後1時間以内】 連絡調整本部が設置されたとき</td> <td>・連絡調整本部設置情報(海上保安庁)</td> </tr> <tr> <td>事故現場における情報収集</td> <td>警察本部</td> <td>【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに</td> <td>・流出油、火災等に関する情報(現場警察官、市町等)</td> </tr> <tr> <td>防災ヘリコプターによる応急対策活動</td> <td>防災対策部</td> <td>【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに</td> <td>・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)</td> </tr> <tr> <td>救出救助活動</td> <td>警察本部</td> <td>【発災後3時間以内】 要救助者等を確認後、速やかに</td> <td>・要救助者等情報(海上保安庁第四管区海上保安本部、各関係機関、市町)</td> </tr> <tr> <td>避難誘導、警戒区域の警戒</td> <td>警察本部</td> <td>【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに</td> <td>・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	情報の収集及び関係機関への連絡	防災対策部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	災害対策本部の設置	防災対策部	【発災後1時間以内】 災対本部設置の必要性が認められたとき	・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	連絡調整本部との連携	防災対策部	【発災後1時間以内】 連絡調整本部が設置されたとき	・連絡調整本部設置情報(海上保安庁)	事故現場における情報収集	警察本部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・流出油、火災等に関する情報(現場警察官、市町等)	防災ヘリコプターによる応急対策活動	防災対策部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	救出救助活動	警察本部	【発災後3時間以内】 要救助者等を確認後、速やかに	・要救助者等情報(海上保安庁第四管区海上保安本部、各関係機関、市町)	避難誘導、警戒区域の警戒	警察本部	【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに	・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	<p>第2項 事故等発生時の主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> <th>事故の種類別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報の収集及び関係機関への連絡</td> <td>防災対策部</td> <td>【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに</td> <td>・事故発生情報(海上保安庁、各関係機関、市町)</td> <td>共通</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部の設置</td> <td>防災対策部</td> <td>【発災後1時間以内】 災対本部設置の必要性が認められたとき</td> <td>・<b>事故の規模</b>、流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)</td> <td>共通</td> </tr> <tr> <td>連絡調整本部との連携</td> <td>防災対策部</td> <td>【発災後1時間以内】 連絡調整本部が設置されたとき</td> <td>・連絡調整本部設置情報(海上保安庁)</td> <td>油等流出</td> </tr> <tr> <td>事故現場における情報収集</td> <td>警察本部</td> <td>【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに</td> <td>・<b>事故の規模</b>、流出油、火災等に関する情報(現場警察官、市町等)</td> <td>共通</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプター等による<b>救出救助及び</b>応急対策活動</td> <td>防災対策部 <b>医療保健部</b> <b>警察本部</b></td> <td>【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに</td> <td>・<b>事故の規模</b>、流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)</td> <td>共通</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難誘導、警戒区域の警戒</td> <td>警察本部</td> <td>【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに</td> <td>・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)</td> <td>油等流出</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	事故の種類別	情報の収集及び関係機関への連絡	防災対策部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	共通	災害対策本部の設置	防災対策部	【発災後1時間以内】 災対本部設置の必要性が認められたとき	・ <b>事故の規模</b> 、流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	共通	連絡調整本部との連携	防災対策部	【発災後1時間以内】 連絡調整本部が設置されたとき	・連絡調整本部設置情報(海上保安庁)	油等流出	事故現場における情報収集	警察本部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・ <b>事故の規模</b> 、流出油、火災等に関する情報(現場警察官、市町等)	共通	ヘリコプター等による <b>救出救助及び</b> 応急対策活動	防災対策部 <b>医療保健部</b> <b>警察本部</b>	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・ <b>事故の規模</b> 、流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	共通	削除	削除	削除	削除		避難誘導、警戒区域の警戒	警察本部	【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに	・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出
対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																																																						
情報の収集及び関係機関への連絡	防災対策部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(海上保安庁、各関係機関、市町)																																																																						
災害対策本部の設置	防災対策部	【発災後1時間以内】 災対本部設置の必要性が認められたとき	・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)																																																																						
連絡調整本部との連携	防災対策部	【発災後1時間以内】 連絡調整本部が設置されたとき	・連絡調整本部設置情報(海上保安庁)																																																																						
事故現場における情報収集	警察本部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・流出油、火災等に関する情報(現場警察官、市町等)																																																																						
防災ヘリコプターによる応急対策活動	防災対策部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)																																																																						
救出救助活動	警察本部	【発災後3時間以内】 要救助者等を確認後、速やかに	・要救助者等情報(海上保安庁第四管区海上保安本部、各関係機関、市町)																																																																						
避難誘導、警戒区域の警戒	警察本部	【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに	・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)																																																																						
対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	事故の種類別																																																																					
情報の収集及び関係機関への連絡	防災対策部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	共通																																																																					
災害対策本部の設置	防災対策部	【発災後1時間以内】 災対本部設置の必要性が認められたとき	・ <b>事故の規模</b> 、流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	共通																																																																					
連絡調整本部との連携	防災対策部	【発災後1時間以内】 連絡調整本部が設置されたとき	・連絡調整本部設置情報(海上保安庁)	油等流出																																																																					
事故現場における情報収集	警察本部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・ <b>事故の規模</b> 、流出油、火災等に関する情報(現場警察官、市町等)	共通																																																																					
ヘリコプター等による <b>救出救助及び</b> 応急対策活動	防災対策部 <b>医療保健部</b> <b>警察本部</b>	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	・ <b>事故の規模</b> 、流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	共通																																																																					
削除	削除	削除	削除																																																																						
避難誘導、警戒区域の警戒	警察本部	【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに	・流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出																																																																					

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧				新				
交通規制	警察本部	【発災後3時間以内】現場の状況を確認後、速やかに	流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	交通規制	警察本部	【発災後3時間以内】現場の状況を確認後、速やかに	流出油、火災等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出
必要資機材確保等の応援要請への対応	防災対策部、農林水産部、県土整備部	【発災後12時間以内】要請を確認後、速やかに	・資機材確保要請等情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	必要資機材確保等の応援要請への対応	防災対策部、農林水産部、県土整備部	【発災後12時間以内】要請を確認後、速やかに	・資機材確保要請等情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出
自衛隊、他県等に対する応援要請	防災対策部	【発災後12時間以内】市町からの要請確認後、速やかに	・自衛隊等派遣要請(市町)	自衛隊、他県等に対する応援要請	防災対策部	【発災後12時間以内】市町からの要請確認後、速やかに	・自衛隊等派遣要請(市町)	共通
漂着油等の防除活動への協力	農林水産部、県土整備部	【発災後12時間以内】火災等のおそれがないことを確認次第	・流出油等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	漂着油等の防除活動への協力	農林水産部、県土整備部	【発災後12時間以内】火災等のおそれがないことを確認次第	・流出油等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出
ボランティアの受け入れ	防災対策部、環境生活部	【発災後24時間以内】関係機関等による防除作業の処理不足が判明したとき	・流出油等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	ボランティアの受け入れ	防災対策部、環境生活部	【発災後24時間以内】関係機関等による防除作業の処理不足が判明したとき	・流出油等に関する情報(海上保安庁、各関係機関、市町)	油等流出

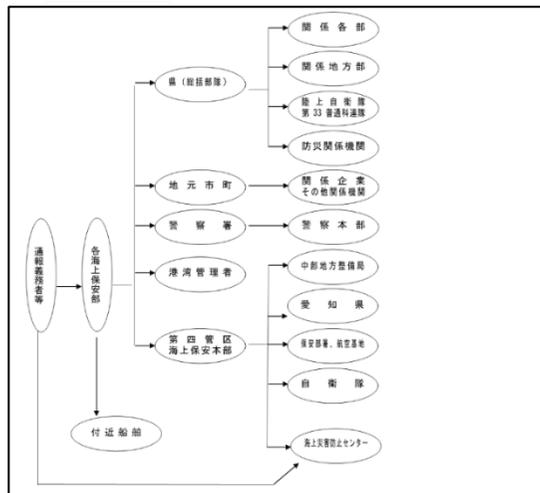
第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1 情報の伝達

(1) 関係機関への連絡

ア 海上での災害



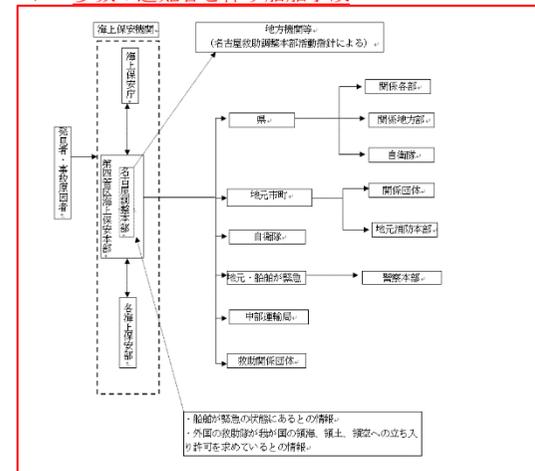
第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1 情報の伝達

(1) 関係機関への連絡

ア 多数の遭難者を伴う船舶事故





三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>2 応急対策活動</p> <p>防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。</p> <p>① 総合的応急対策の実施並びに災害救助活動の総合調整並びに統制</p> <p>② 災害情報の交換</p> <p>③ 関係機関に対する協力要請</p> <p>④ 油吸着材、油処理剤及び油回収船による油処理</p> <p>⑤ オイルフェンス展開による拡散防止</p> <p>⑥ 消火</p> <p>⑦ 防災資材の輸送</p> <p>また、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>3 災害救助活動</p> <p>防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。</p> <p><u>(1) 流出油等並びに火災対策</u></p> <p>① 人命の救助、救護</p> <p>② 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導</p> <p>③ 通信連絡</p> <p><u>(2) 高潮対策</u></p> <p>① 船舶並びに沿岸住民の避難</p> <p>② 外洋における前進警戒</p> <p>③ 沿岸水防対策の実施</p> <p>④ 気象情報の収集・連絡</p> <p>4 流出油等防除応急対策活動</p> <p>陸上施設及びタンカー等から、石油等及び有害液体物質が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油等」という。）の防除活動について、次により実施する。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>流出油防除等の活動にあたっては、県及び市町、海上保安庁、海上災害防止センター、港湾管理者等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。</p> <p>なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>また、県及び海上保安庁は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。</p> <p>なお、この連絡調整会議は、<u>国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。</u></p> <p><u>連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ確かな応急対策を実施する。</u></p> <p>(2) 防除活動の分担</p> <p>① 海上における防除活動の分担</p> <p>発災船舶等は、海上保安庁への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼する。</p>	<p>2 応急対策活動</p> <p>防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。</p> <p>① 総合的応急対策の実施並びに災害救助活動の総合調整並びに統制</p> <p>② 災害情報の交換</p> <p>③ 関係機関に対する協力要請</p> <p>④ 油吸着材、油処理剤及び油回収船による油処理</p> <p>⑤ オイルフェンス展開による拡散防止</p> <p>⑥ 消火</p> <p>⑦ 防災資材の輸送</p> <p>また、<u>油等流出事故においては、</u>必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>3 <u>事故等発生時の対応</u></p> <p><u>船舶の火災、衝突、沈没等海難事故が発生した場合の乗員、乗客等の救出、流出した油等の防除活動について、次により実施する。</u></p> <p><u>(1) 実施機関</u></p> <p><u>県及び市町、第四管区海上保安本部、指定海上防災機関、港湾管理者等は、人命の救助、避難誘導などそれぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。</u></p> <p><u>(2) 救助救出並びに防除活動の分担</u></p> <p><u>海難船舶等は、第四管区海上保安本部への通報を行ったうえで、救助救出活動を実施するとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。</u></p> <p>4 流出油等防除応急対策活動</p> <p><u>船舶又は海洋施設及び陸上施設等から、石油等及び有害液体物質が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油等」という。）の防除活動について、次により実施する。</u></p> <p>(1) 実施機関</p> <p>流出油防除等の活動にあたっては、県及び市町、<u>第四管区海上保安本部、指定海上防災機関</u>、港湾管理者等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。</p> <p>なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>また、県及び<u>第四管区海上保安本部</u>は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関と協議のうえ設置する。</p> <p><u>連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ確かな応急対策を実施する。</u></p> <p>なお、この連絡調整会議は、<u>国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。</u></p> <p>(2) 防除活動の分担</p> <p>① 海上における防除活動の分担</p> <p><u>流出油等があった船舶等は、第四管区海上保安本部への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に、防除措置を依頼する。</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>海上保安庁は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。</p> <p>なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。また、必要に応じ、<u>第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊</u>に対して災害派遣要請を行う。</p> <p>② 陸上における防除活動の分担</p> <p>消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を海上保安庁に連絡する。</p> <p>また、海上保安庁は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 平時の対策</p> <p>※新規</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>2 事故等発生時の県の措置</p> <p>(1) 情報の収集及び関係機関への連絡（防災対策部）</p> <p>「計画関係者共通事項等 1 情報の伝達」に定める情報伝達経路により、情報の収集及び関係機関等への伝達を行う。</p> <p>(2) 災害対策本部の設置（防災対策部）</p> <p>必要に応じて災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町との連絡調整を図る。</p> <p>(3) 連絡調整本部との連携（防災対策部）</p> <p>各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、第四管区海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等に調整本部等が設置された場合は、同本部に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。</p> <p>(4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動（防災対策部）</p> <p>防災航空隊は、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</p>	<p><u>第四管区海上保安本部</u>は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。</p> <p>なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、<u>指定海上防災機関</u>に対し指示することができる。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。</p> <p>② 陸上における防除活動の分担</p> <p>消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を<u>第四管区海上保安本部</u>に連絡する。</p> <p>また、<u>第四管区海上保安本部</u>は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 平時の対策</p> <p>(1) <u>防災体制の整備（防災対策部）</u></p> <p><u>船舶の火災、衝突、沈没等船舶海難その他原因（大型客船による原因不明の傷病者発生事案）により多数の死傷者、行方不明者等の発生、船舶又は陸上施設からの油、有害物資の流出が発生した場合に備え、乗船者の救出救助並びに沿岸地域の住民等に対する被害の拡大抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。</u></p> <p><u>また、過去の事故事例の収集と分析を行い、発生時に迅速的確に対応できる体制づくりを行う。</u></p> <p>① <u>発災時に安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し明確にしておくよう努めるものとする。</u></p> <p>② <u>救助関係機関等の保有する救助用資機材の保有状況を把握するとともに、平時からの情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の活用を図るものとする。</u></p> <p>③ <u>第四管区海上保安本部や消防等救助関係機関と医療機関、事業者等と医療関係機関相互の連絡体制等救助機関と医療機関の連絡・連携体制の整備を図る。</u></p> <p>④ <u>中部運輸局（海運事務所）、大型客船、遊覧船、遊漁船等を運航する事業者との情報交換を行い、多数の乗客等を乗船している船舶の把握に努める。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>※削除</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>(5) <u>必要資機材確保等の応援要請への対応（防災対策部、農林水産部、県土整備部）</u>  <u>第四管区海上保安本部又は市町から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について支援の要請があった場合は、その確保に努める。</u>  <u>また、第四管区海上保安本部、市町及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等排出油等防除資材の要請があった場合は、県保有の資機材の提供や、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあつせんするよう努める。</u></p> <p>(6) <u>自衛隊、他県等に対する応援要請（防災対策部）</u>  <u>災害が大規模で、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、自衛隊又は他県等に応援を要請する。</u></p> <p>(7) <u>漂着油等の防除活動への協力（農林水産部、県土整備部）</u>  <u>発災事業所・船舶等及び沿岸市町等の行う漂着油等の防除活動に協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。</u></p> <p>(8) <u>ボランティアの受け入れ（防災対策部、環境生活部）</u>  <u>通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、流出油等を防除するためのボランティアを受け入れ、防除作業を実施する。</u></p> <p>※新規</p>	<p><u>2 多数の遭難者を伴う船舶事故等発生時の県の措置</u></p> <p>(1) <u>災害情報の収集及び関係機関への連絡（防災対策部）</u>  <u>迅速な確かな応急対策を実施するため「計画関係者共通事項等 1 情報の伝達」に定める情報伝達経路により、情報の収集及び関係機関等への伝達を行うほか、必要に応じてヘリコプターによる情報収集を行う。</u></p> <p>(2) <u>活動体制の確立（防災対策部）</u>  <u>船舶の火災、衝突、沈没事故等により多数の死傷者や行方不明者が発生する事故、又は何らかの原因により船舶内に多数の傷病者が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行うほか、第四管区海上保安本部に海難事故等対策本部が設置された場合又は知事が必要と認めた場合には県災対本部を設置しその旨を国（消防庁）へ報告するとともに、適切な配備体制を敷く。</u>  <u>また、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。</u></p> <p>(3) <u>海難事故等対策本部との連携（防災対策部）</u>  <u>第四管区海上保安本部に海難事故対策本部等が設置されたとの連絡があった場合、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、同本部に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。</u></p> <p>(4) <u>防災ヘリコプター等による応急対策活動（防災対策部）</u>  <u>防災航空隊は救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</u></p> <p>(5) <u>応援派遣要請</u></p> <p>① <u>自衛隊の災害派遣要請（防災対策部）</u>  <u>知事は、収集した事故の規模、被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断した場合は、災害派遣要請を行う。</u></p> <p>② <u>消防救急活動及び救助活動の支援（防災対策部）</u>  <u>市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。</u>  <u>ア 事故発生地以外の市町への応援要請</u>  <u>イ 国への緊急消防援助隊の応援要請</u>  <u>ウ 協定に基づく他県等への応援要請</u></p> <p>③ <u>医療・救護活動の支援（防災対策部、医療保健部）</u>  <u>市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>&lt;中略&gt;            ■市町が実施する対策            ※新規</p>	<p>ア <u>医療従事者の応援派遣</u>            イ <u>日赤、医師会等への応援出動の要請</u>            ウ <u>負傷者の搬送及び搬送応援の要請</u>            ④ <u>民間救助機関への救助要請</u>  <u>多数の遭難者の救出救助にあたり、三重県水難救済会への救助要請を検討する。</u>            (6) <u>被害者の支援</u>  <u>事業者からの申し出や被害の状況等をふまえ、可能な範囲で被害者の支援に協力する。</u></p> <p>3 <u>油等流出事故等発生時の県の措置</u>            (1) <u>連絡調整本部との連携（防災対策部）</u>  <u>各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、第四管区海上保安本部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等に調整本部等が設置された場合は、同本部に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。</u>            (2) <u>必要資機材確保等の応援要請への対応（防災対策部、農林水産部、県土整備部）</u>  <u>第四管区海上保安本部又は市町から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について支援の要請があった場合は、その確保に努める。</u>  <u>また、第四管区海上保安本部、市町及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等排出油等防除資材の要請があった場合は、県保有の資機材の提供や、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあつせんするよう努める。</u>            (3) <u>漂着油等の防除活動への協力（農林水産部、県土整備部）</u>  <u>発災事業所・船舶等及び沿岸市町等を行う漂着油等の防除活動に協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。</u>            (4) <u>ボランティアの受け入れ（防災対策部、環境生活部）</u>  <u>通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、流出油等を防除するためのボランティアを受け入れ、防除作業を実施する。</u></p> <p>■市町が実施する対策            2 <u>多数の避難者を伴う船舶事故等の発生時の市町の措置</u>            (1) <u>活動体制の確立</u>  <u>市町は、船舶の沈没事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。</u>  <u>また、市町長が必要と認めた場合は、市町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市町災対本部を設置した場合は、県（防災対策部）へ報告する。</u>  <u>また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。</u>            (2) <u>応急対策活動</u>  <u>市町は必要に応じて次の応急対策活動を実施する。</u>  <u>また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ確に実施する。</u>            ① <u>被害情報の収集</u>            ② <u>医療・救護活動</u>            ③ <u>被災者及び地域住民の避難対策活動</u>            ④ <u>自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請</u>            (3) <u>被害者の支援</u>  <u>事業者からの申し出や被害の状況等をふまえ、可能な範囲で被害者の支援に協力する。</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>1 事故等発生時の市町の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整</li> <li>② 災害情報の収集及び伝達</li> <li>③ 住民に対する広報</li> <li>④ 避難の指示等及び誘導</li> <li>⑤ 防災資機材の調達搬入</li> <li>⑥ 他市町に対する応援要請</li> <li>⑦ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求</li> <li>⑧ その他の災害の規模に応じた措置</li> </ul> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■原因者等が実施する対策 ※新規</p> <p>1 発災事業所、船舶等の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置</li> <li>② 流出源の閉止及び拡大防止措置</li> <li>③ 火気使用禁止措置</li> <li>④ 事業所内での危険区域の設定</li> <li>⑤ 住民に対する広報活動</li> <li>⑥ 流出油等の回収措置</li> <li>⑦ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請</li> <li>⑧ その他の災害の規模に応じた措置</li> </ul>	<p>3 油等流出事故等発生時の市町の措置</p> <p><u>(1) 連絡調整本部との連携</u> 各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、第四管区海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等に調整本部等が設置された場合は、同本部に連絡員を派遣し、若しくは都道府県を通じ、密接な連携を図る。</p> <p><u>(2) 応急対策活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整</li> <li>② 災害情報の収集及び伝達</li> <li>③ 住民に対する広報</li> <li>④ 避難の指示等及び誘導</li> <li>⑤ 防災資機材の調達搬入</li> <li>⑥ 他市町に対する応援要請</li> <li>⑦ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求</li> <li>⑧ その他の災害の規模に応じた措置</li> </ul> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>■原因者等が実施する対策 ※新規</p> <p><u>1 多数の遭難者を伴う船舶事故等発生時の原因者等の措置</u></p> <p><u>(1) 県、第四管区海上保安本部、中部運輸局又は国土交通省への連絡</u> 大規模な船舶事故が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市町、第四管区海上保安本部、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。</p> <p><u>(2) 救助・救急活動及び消防活動</u> 大規模船舶災害発生直後における負傷者の救助・救急活動に努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。</p> <p><u>(3) 被害者の支援</u> 事故災害の発生による乗客の被害者等に対する情報提供等の支援を行う。（国土交通省公共交通事故被害者支援室作成、被害者等支援計画作成ガイドラインによる）</p> <p><u>2 油等流出事故等発生時の原因者等の措置</u></p> <p><u>(1) 県、第四管区海上保安本部、中部運輸局又は国土交通省への連絡</u> 大規模な船舶事故が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市町、第四管区海上保安本部、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。</p> <p><u>(2) 応急対策活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 流出源の閉止及び拡大防止措置</li> <li>② 火気使用禁止措置</li> <li>③ 事業所内での危険区域の設定</li> <li>④ 住民に対する広報活動</li> <li>⑤ 流出油等の回収措置</li> <li>⑥ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請</li> <li>⑦ その他の災害の規模に応じた措置</li> </ul> <p><u>(3) 被害者の支援</u> 事故災害の発生による被害者等に対する情報提供等の支援を行う。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><b>第2章 火災対策</b>  <b>第2節 林野火災の対策（事故6）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            1 災害予防            (1) 林野火災に強い地域づくり            ③ 監視体制の確立（農林水産部）            林野火災予防のため、<u>林業普及指導員</u>等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては、市町火災予防条例の定めるところにより、市町及び林野の所有（管理）者は、火器の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。</p>	<p><b>第2章 火災対策</b>  <b>第2節 林野火災の対策（事故6）</b>            第3項 対策            ■県が実施する対策            1 災害予防            (1) 林野火災に強い地域づくり            ③ 監視体制の確立（農林水産部）            林野火災予防のため、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては、市町火災予防条例の定めるところにより、市町及び林野の所有（管理）者は、火器の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。</p>